

甲賀市景観基本計画

平成 23 年 6 月
滋賀県 甲賀市

目 次

第1章 景観基本計画の目的	
1. 景観基本計画の目的	1
2. 景観基本計画の位置づけ・役割	2
3. 計画の構成	3
第2章 景観について	
1. 景観とは	4
2. 社会的背景と法制度	5
3. 次代への継承	6
第3章 景観特性	
1. 自然特性	9
2. 歴史的経緯	17
3. 歴史街道	21
4. 文化財	25
5. 祭り	27
6. 今日までの景観に関わる取組み	28
第4章 景観類型と課題	
1. 景観類型	33
2. 景観類型別の現状と課題	34
第5章 景観形成の目標と方針	
1. 景観まちづくりの理念	53
2. 基本目標	54
3. 類型別の景観形成の方針	56
4. 景観形成地区の指定	69
第6章 景観まちづくりの展開方針	
1. 市民・事業者・行政の役割	73
2. 景観に関する市民意識の醸成	75
3. 景観に関する地域活動の支援	77
4. 行政の先導的な景観形成への取組み	78
5. 景観行政団体への移行、景観計画の策定、推進体制の構築	80
6. 景観法の活用	81
7. その他法令と連携した施策	84
策定の経緯	86

第1章 景観基本計画の目的

1. 景観基本計画の目的

甲賀市では、良好な景観の実現ならびに景観まちづくりの推進のため、市民、事業者、行政が互いの役割を明確にして、それぞれの景観の価値を共有しながら、同じ目標に向かって協働で取り組むことが求められています。

まちの将来像「人 自然 輝きつづける あい甲賀」のさらなる具現化、施策の柱のひとつである「美しいふるさとの風土を守り育てるまちづくり」を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本目標や展開方針等を明らかにし、市民や事業者、行政の協働による景観まちづくりを推進するため、甲賀市景観基本計画を策定します。

本計画は、甲賀市の良好な景観形成に向けて、市民自ら自分達の住むまちの課題や将来像について考え、話し合い、合意形成をはかっていくための指針となり、甲賀市総合計画の将来像の実現に向け、景観まちづくりの側面から方向性を示すものです。

2. 景観基本計画の位置づけ・役割

本計画は、甲賀市総合計画に即し、甲賀市都市計画マスタープランに適合するとともに、様々な関連計画や施策、まちづくりとの連携による取組みの共通指針となります。また、市が景観行政の主体となる「景観行政団体」に移行し、積極的な景観行政を推進するための基本計画であり、景観法に基づく法定計画（景観計画）の基礎となるものです。

甲賀市総合計画に定める「ふるさとの風景の保全」「美しい風土景観の創造」の実現に向けて、景観法によるまちづくりを推進し、甲賀市のふるさとの風景を形成するまちなみ、山林、田園・里山、河川・池沼等について適切な保全を進めるとともに、地域の景観資源の特性や市民ニーズ等を活かし、ふるさとの風景を守りながら、市民の暮らしと美しい景観が融合する風土景観の創造をめざす景観まちづくりの方向性を示します。

また、本計画を推進していくためには、様々な施策との連携による総合的なまちづくりの中で考えていくことが不可欠です。本計画は、景観面からのまちづくりを進めるにあたって、各関連計画との調整をはかり、総合計画を推進する役割を担っています。

《甲賀市総合計画》

◎まちの空間づくりの基本方針

- 豊かな自然環境をまもり、その恵みが感じられる暮らしの空間を創造します
- 新名神高速道路を活かし、各地域を効果的に結びつけるネットワークを確立し、交流と連携を促進します
- 地域の立地特性と資源を活かした特色ある産業活動や、市民・来訪者の賑わいを生み出します

◎まちづくりの目標

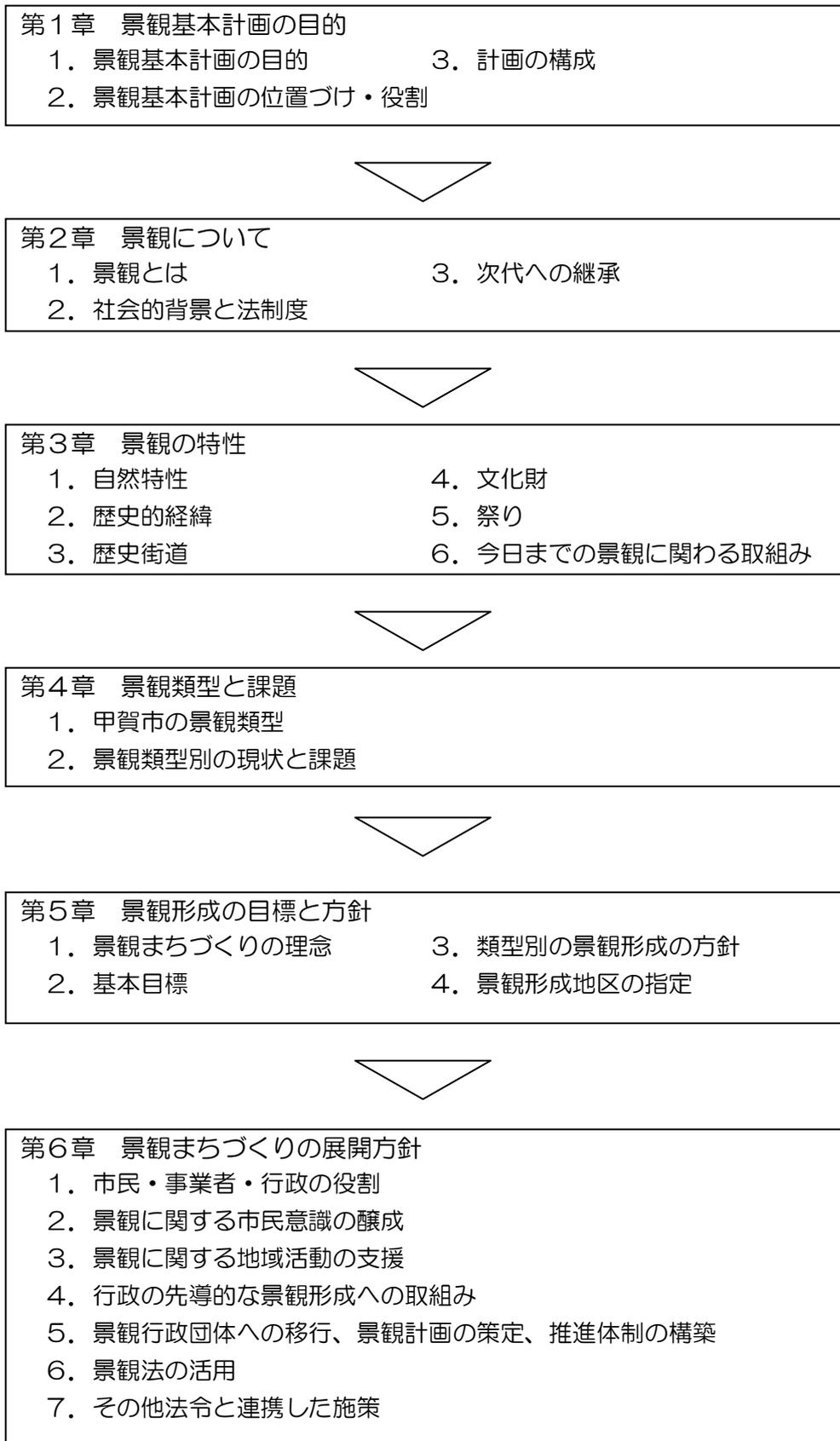
- 目標1 生活の安心感をみんなで育てる
- 目標2 自然環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなぐ
- 目標3 安全で快適な生活の基盤を整え、まちの活力を高める
- 目標4 地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす
- 目標5 たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

《甲賀市都市計画マスタープラン》

◎都市景観形成の方針

- i 都市拠点等における賑わいを感じる都市空間の形成
- ii 幹線道路沿線の秩序ある景観形成
- iii 旧街道沿いや文化財周辺の歴史的景観の保全、再生
- iv 郷土の心地よい田園景観の保全
- v やすらぎを感じる住宅地景観の形成
- vi インターチェンジ周辺における心地よい郷土景観の保全
- vii 景観計画策定の検討

3. 計画の構成



第2章 景観について

1. 景観とは

(1) 景観の構成

「景観」は、わたしたちを取りまく様々な環境が目に見える形として表れたもので、「景」と「観」という言葉の合成による用語とされています。

山林や河川、田園や里山、動植物などの自然的な要素、道路や公園、建物や看板など、まちを構成する要素のほか、そこで活動する人や歴史・文化等から成り立っています。

(2) 価値観の反映

「景観」は、これらの要素の物理的な眺め（「景」）をわたしたちが感じる（「観」）ことによって生み出されるもので、眺めの対象と眺める主体の相互の関係によって成り立つものであるとされています。

人がものを見たときの感じ方は、個々の経験や個性、その時の状況等に支配されるため、一定ではありません。歴史や文化、生活様式などのものと人との関わりやその人の美意識など、人の価値観により同じものでも感じ方は様々です。

そのため、「景観」は私たちの価値観を反映したものとも解されます。

(3) 景観の成り立ちから新たな価値観の共有

良好な「景観」は、見る人のこれまでの体験や経験の積み重ねから思い起される感動のほか、その「景観」の背後にある人の営みや生活文化、歴史・伝統など、地域そのものを理解することによって生まれる感動が景観を「良い」あるいは「すばらしい」と感じられる源となります。

これまでの価値観に加え、景観そのものの背景や成り立ち、人との関わり等を知ることによって、新たな価値観を共有していくことが重要です。

(4) 未来につなぐまちづくり

「景観十年、風景百年、風土千年」と言われるように、景観は今の暮らしや社会を反映するものであり、風景は時代を、風土は気候や地形のほか歴史や文化を読み取ることができます。

良好な「景観」は美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、また一朝一夕にできるものではなく地域の人々の生活の積み重ねにより形づくられるものであり、わたしたちの日々の営みが長い時間を経て風土としてその土地に根付くことを考えながら、未来につなぐ景観のまちづくりに取り組むことが求められています。

2. 社会的背景と法制度

(1) 社会的背景

これまでの日本では、戦後の経済復興や高度経済成長により、社会資本の整備や目覚ましい経済発展を遂げ、活力ある利便性に富んだ高い生活水準の社会が築き上げられてきました。

その一方で、地球の温暖化や森林の減少等、自然環境の破壊が進み、少子高齢化や地方の過疎化等の問題も生じてきています。より身近な地域においても、人間関係が希薄になり地域の良さが共有されず、豊かな自然や歴史・文化などの趣を感じることができるまちなみも減退してきています。これまで培われてきた地域の貴重な蓄積が失われつつある現実が存在しています。

(2) 成熟社会の中での意識変化

人口の増加や経済成長に対応して、道路などの基盤施設の整備や土地の効率的な利用促進など、都市機能の充実が優先された時代から、成熟した社会の中で画一的な都市景観のあり方が問われる時代となりました。「機能」だけではなく「質」も求められ、都市や地域の「個性」や「独自の価値観」が重視されるようになってきています。地域の特性や魅力が再認識され、人々の多様な価値観を満たす魅力ある空間の形成が求められています。

人の価値観の多様化やライフスタイルの変化によって、大量消費社会に見られた「量的充足」から、潤いや安らぎ等の精神的な豊かさといった「質的充足」への転換が求められつつあります。

成熟社会の中での意識変化により、身近な水辺や緑、美しいまちなみや歴史・文化と調和した環境の保全、創造を図っていくことが求められています。

ヨーロッパなどでは「景観」が崩れてしまった所には人も住まない、人も集まってこない、地価が下がり、人が住まないことから商店であるとか様々な施設が成り立っていかない、地域としても完全に崩壊しています。日本ではまだまだそういった段階まで至っていませんが、これから成熟した社会を迎える日本にとっても、「景観」の力というものが非常に大きくなってくると考えられています。

(3) 法制度の充実

国において、平成15年に美しいまちに対する国民的意識の高まりに応えるとともに魅力ある国とするため「美しい国づくり政策大綱」がまとめられ、平成16年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

「景観法」の特徴としては、「景観」という概念が国の法律で初めて示され、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者および住民の責務が明らかにされています。また条例では限界のあった景観誘導等の施策に対して、法律に基づく枠組みが設けられています。

法制度の充実を受け、従来、自治体が自主条例等で独自で推進してきた景観に関する取組みを景観法に基づく新たな枠組みの中で見直し、さらに充実した景観施策として展開していくことが期待されています。

3. 次代への継承

まちは、そこで暮らす市民や事業者、行政、あるいは来訪者等、多様な主体の意識やそれに基づく行動により形づくられる共有の財産です。そして景観は、そのまちの文化そのものです。

甲賀市では、自然景観や歴史街道・農村集落などの歴史的景観、あるいは伝統産業のまちなみに都市景観など多様な要素により、地域の景観が形成されています。景観をそれぞれの地域固有の文化として、地域にふさわしいまちづくりを展開することで、地域の活性化や持続的な発展が可能になります。

わたしたちは、この豊かな自然と歴史・伝統に培われた甲賀市の景観を、住みたい、住み続けたい、訪れたいまちと思える、市民が暮らしの豊かさを実感できる景観に育て、次代に継承します。

(1) 地域の魅力の創出

良好な景観を形成することは、地域の自然環境や人の営み、歴史、文化等を活かすことであり、引いては地域の魅力や特徴づくりにつながります。

また、良好な景観は個々の自由気ままな利用や建設にゆだねられるものではなく、市民共有のものであります。景観まちづくりにより地域の景観資源を再認識し価値観を共有することで、地域のまちなみや歴史・文化等を大切にす風土も生まれます。

(2) 良好な住環境の形成

生活様式の多様化による生活環境に対するニーズの高まりにより、身近な生け垣や緑の植栽など、生活空間に潤いと安らぎを感じることができる良好な景観を創出することは、良好な住環境の形成につながります。

景観法では、自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が重視されています。将来的な住環境や福祉・教育・産業等を考慮すると、甲賀市全体として自然とのつながりの中で住み続けられる、あるいは新しい住人を受け入れるまちづくりを考えることが大切です。将来子どもたちが大きくなった時に、都市計画に縛られて若者が地域で住もうとしてもなかなか住めない住環境ではなく、景観法の枠組みの中で、自然や文化、福祉や教育、経済活動等、調和の取れた発展していけるまちづくりが求められています。

(3) まちの活性化

良好な景観形成により地域の魅力の向上や特徴づくりをなされることで、観光の振興や交流が促進され、引いてはまちの活性化につながります。

甲賀市では高齢化率が20%を超え、郊外の集落だけでなく既存の市街地においても、次世代を担う若者が減少していく傾向が見られます。

「50年先に今住んでいる集落で何軒の家が残っているのか」

地域における身近な話題として、高齢化は少子化問題と同様に危惧されている状況にあり、景観まちづくりの取組みから自然や落ち着いたまちなみ等、住みやすい環境をアピールして、転出した若者が戻って来ることができるような環境づくりが求められています。

また、外からの視点を一般の住民の方々に広げていくことも政策として重要なポイントであり、地域の受け入れ体制も必要となっています。

(4) 「美観」のまちづくり

景観は必ずしも自然や古いものだけを残すということだけではなく、場所によっては賑わいの空間が必要になってきます。市のどこかで賑わいがあり若い人が集まるところがないと、まちは発展していきません。

また、都市的空間も、デザインされている場合と自由にすぎ放題の場合では全く異なってきますし、新しいものだけに現代的意義を見いだすといった考え方からは、生き生きとした景観は生まれません。

単なる都市計画ではなく、市民一人ひとりの多様な価値観を活かしつつ、地域の自然やまちなみ、歴史・文化と調和した「美観」のまちづくりが求められています。

(5) 子育てしやすい環境づくり

豊かな自然や文化があり住みよい環境は、子育てがしやすい環境と同じです。

子どもは、学校や家庭のほか、地域で学び遊び、そして協同していく中で育っていきます。今の甲賀市には自然や田畑があって、子どもたちは豊かなように感じていますが、過疎が進み、住民が減少し、空き家が増え、田畑が放置されたら、今の豊かな環境はなくなると危惧されています。地域では、人が住まないで朽ちてしまうよりも、誰かに住んでもらうことが必要です。

甲賀市には、どの地域でも、働きに行きながら住める豊かな環境があります。積極的に田畑やまちなみを守り、新しい住人を受け入れる、引いては今の自然や文化が守られ育つ住みよい環境、言い換えれば子育てしやすい環境を守っていくことが求められています。

景観自体はひと言では定義されにくいものですが、生活に密着し、そこに住む人々の考え方に馴染むと、それが福祉や教育・産業にも波及する効果があるといわれ、健やかな成長を願う子育てや若者の地域への定着、地域の将来の発展等、景観のまちづくりを通して、地域がより住みよいものになるよう期待されています。

(6) まちへの愛着や誇りの醸成

景観は、地形や自然を背景にその地域の人々の営みや歴史、文化が映しだされています。その景観について考えたり大切に思うことが、地域の自然を見つめ直したり、また先人が積み重ねてきた生活文化やまちの成り立ち、歴史、伝統等を知ることにつながり、こうした心を育むことが地域への愛着や誇りの醸成につながります。

わたしたちは、先人から受け継いだ美しい景観を守り育て、次代に継承していくための「景観まちづくり」への取組みが求められています。

(7) 地域コミュニティの再生・活性化

自分たちが暮らすまちの景観を考えるための話し合いの場や清掃活動、植栽活動に参加する等、地域住民が共に景観まちづくりに取り組むことで、地域の人々とのつながりが生まれ、地域コミュニティの再生・活性化につながります。

若い世代がまちづくりについて実感していない実態もあり、景観は主観的なものだけに人によって「良い」「悪い」がはっきりしていて、それだけに訴える力も強いものです。そのあたりをうまく感じ取ってもらえるようにするために、参加意識をいかに作っていくか、醸成するかが求められています。

住民の方々に景観意識が浸透すると「行政と市民との協働」は自然にできあがっていき、協働を先にやっていくよりも、ずっと効果的であり、清掃活動や植栽活動から幅広く浸透していくと考えられます。

(8) 都市機能と自然が調和したまちづくり

甲賀市では、新名神高速道路のインターチェンジの活用が重要な計画課題となっています。

交通のアクセスが良くなり、商業施設が立地し、京都・大阪・名古屋に1、2時間でアクセスができるこの地で、田舎の大らかな暮らしができる、これは甲賀市の誇れるまちづくりになると考えられます。近距離で高度医療が受けられ、子供の就学にも事欠かない、広がりや安らぎのある暮らしができる地域を景観まちづくりの切り口として、都市機能と自然が調和したまちづくりを図っていくことが求められています。

第3章 景観特性

1. 自然特性

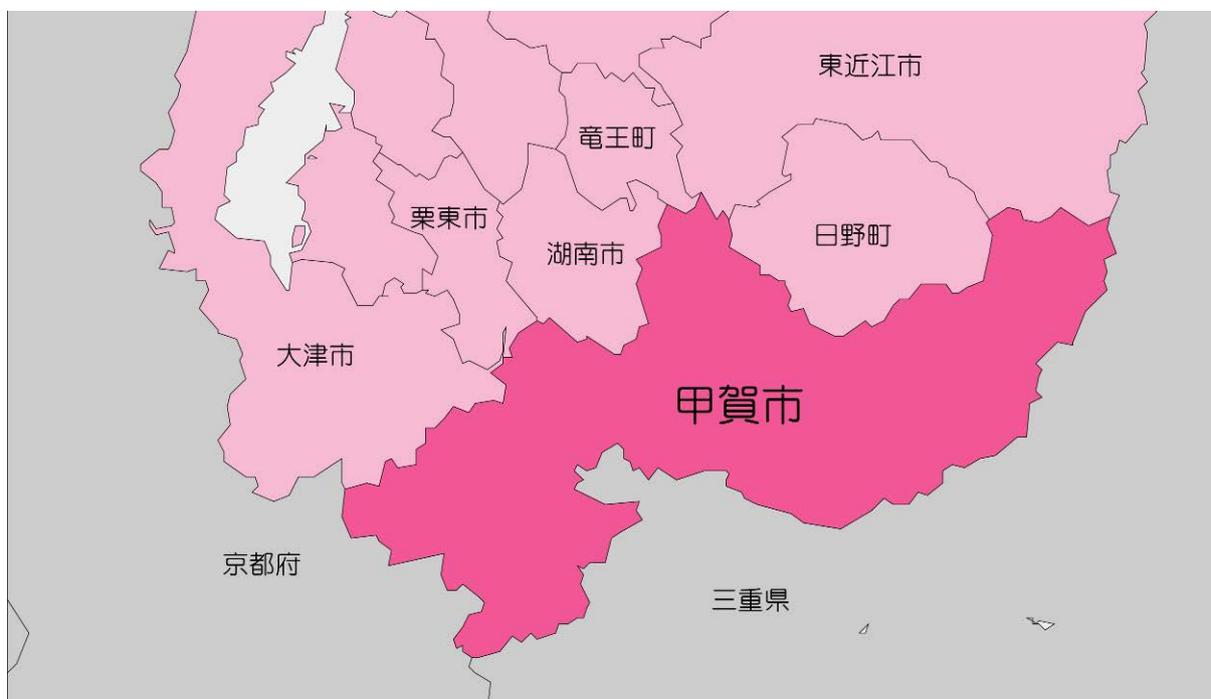
(1) 甲賀市の位置・特性

甲賀市は、滋賀県南部、大阪・名古屋から100km圏内の近畿圏と中部圏をつなぐ中間地点に位置しています。周囲は、北は東近江市、日野町、竜王町、西は湖南市、栗東市、大津市、東から南にかけては三重県、南西は京都府に接しています。

市域の面積は481.69km²で、滋賀県下の市町村では3番目の広さを持ち、森林が約7割、農用地が約1割を占め、自然環境に恵まれています。東部は標高1,000mを超える山々が連なる鈴鹿山脈が望め、南東部にかけて油日岳等の山々が連なります。西部から南西部にかけては信楽山地が続いています。中央部は野洲川・杣川水系沿いに平野が広がる東高西低の地勢で、南西部では信楽山地に囲まれた盆地が形成しています。

水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の5つの地域からなり、旧東海道と重なる国道1号や国道307号の沿道、JR草津線、信楽高原鐵道の各駅周辺を中心に現在の市街地を形成しています。また郊外では、美しい山々を背景に肥沃な土地を利用して米を中心とする農業が営まれ、田園地帯の中や森林地帯の谷筋に沿って集落が分布しています。

平成20年に主要都市圏を結ぶ新名神高速道路が開通し、また国道1号や国道307号等の広域的な幹線道路が主要な交通軸となっています。



(2) 地形的特徴

甲賀市の地形を概観すると、山地、丘陵、段丘、沖積低地に分けることができます。信楽地域は、市内の他の地域とは水系が異なることから、一般的に分けて考えられています。

○山地

市域の東側に鈴鹿山脈の峰が北から南西に走り、標高 700 メートルを越える山々が、深い渓谷を刻んでいます。一方、市の南西側には信楽山地が広がります。信楽の山地はほとんどが花崗岩であるため、風化が進んで真砂化しており、斜面の崩壊や土砂の流出がみられます。

山なみは市街地の背景となり、市民がどこからでも身近に目に触れることができる甲賀市の景観の骨格を成す基本的な要素のひとつです。



鈴鹿の山なみ

○丘陵

鈴鹿・信楽の両山地の間である市域の中央部には、県内最大の丘陵地が広がります。丘陵は標高 200～300 メートル内外で、野洲川や杣川などの河川に分断され、それぞれ水口丘陵・甲賀丘陵・甲南丘陵などと呼ばれます。丘陵には狭い谷が形成され、その奥まで谷田が開かれ、良質なコメを育てる生産地として農業が営まれています。

かつての丘陵は、松林や雑木林に覆われる里山でした。近年は工業団地や住宅団地、ゴルフ場など開発で大きく姿が変わった箇所も見受けられます。



甲南丘陵

○野洲川流域の段丘と沖積低地

野洲川の本流は、鈴鹿山脈の山地に源を発し、田村川と合流して、なだらかな丘陵地の間を川幅を広げながら市内を西に流れ、支流の杣川と合流して県内最大の河川となり琵琶湖に流入します。土山町頓宮以西では両岸に河岸段丘と呼ばれる平坦な階段状の地形がみられ、布引山や水口城付近、水口町酒人地先等においても典型的な段丘の地形となっています。

沖積低地は、野洲川や杣川の上流域にはほとんどみられず、市の西部の野洲川と杣川の合流する下流域で広がります。沖積低地は圃場整備がなされ、主に水田として利用されています。



水口沖積低地

○信楽地域の地形

市域南西部の信楽山地は全体として高原状で、その中央東よりに信楽盆地があります。この盆地を大戸川が西に流れ、市境を越えて瀬田川に流れ出ます。信楽盆地の山沿いには丘陵が各所でみられますが、ここからは良質の陶土があり、信楽焼の原料となっています。大戸川沿いには段丘や沖積平野もみられます。

信楽地域のもう一つの水系である信楽川は、朝宮の丘陵を削り込んで狭い沖積低地を形成し、山地を蛇行して大津市に出て瀬田川に注いでいます。

(3) 地質

人々をはじめ、多くの動・植物を育む大地は、様々な岩石や地層でできています。このような岩石や地層は、植生や表土、建築物などに覆われて、直接目にする機会はあまり多くありません。しかし地質の特徴は、地形の形成に反映し、わたしたちの暮らしとも深く関わっています。

○山地の地質

甲賀市の山地は、鈴鹿山脈と信楽山地に分かれますが、これらの山地は主に「中・古生層」と「花こう岩類」という二つの異なる岩石のグループでできています。また山麓には「鮎河層群」とよばれる地層が分布しています。

中・古生層は、2億9000万年前～1億5000万年前の海底のいろいろな場所で形成された、緑色岩、石灰岩、チャート、砂岩、泥岩などの硬い岩石が、複雑な構造で分布しています。甲賀市内では、土山町頓宮付近から東方の鈴鹿山脈や、信楽町の畑付近から西方の信楽山地でみられ、険しい山地をつくります。また野洲川沿いの低地にもこの中・古生層が点在し、水口町の古城山などでみられます。

花こう岩類は、約6500万年前に活動したマグマが地下深くで固まってできた岩石です。信楽山地では広く分布するほか、鈴鹿山脈では御在所山付近から南にかけての稜線沿いにみられます。大津市田上山から信楽山地にかけてや、鈴鹿山脈の武平峠などでは、花こう岩が露出した白い山肌をみることができます。信楽山地の花こう岩中には長石鉱山があり、そこで採掘される長石やアプライトは窯業の原料として用いられます。

このほか、鈴鹿山脈のふもとの土山町から甲賀町東部には「鮎河層群」が分布します。鮎河層群は約1700万年前に堆積した地層で、貝や植物などの化石が豊富に見つかることで有名で、江戸時代から知られてきました。クジラやイルカ、アシカなどの化石も見つかり、大昔の土山町域に浅くて暖かい海が広がっていたことを教えてくれます。



チャートの露頭（土山町）



花こう岩（土山町武平峠）

○丘陵の地質

丘陵部には、上記の硬い岩石とは違い、ツルハシなどで崩すことができる程度の硬さの地層で構成されます。約300万～200万年前に堆積した砂や泥などが固まってできた地層で、琵琶湖のもとになった湖や周囲の川などにたまったものであることから、「古琵琶湖層群」と呼ばれます。植物や貝のほか、ワニの歯やゾウの足跡などの化石も発見されています。

甲賀・甲南地域の丘陵には、厚い粘土層がみられ、地元でヌリやズリンコなどと呼ばれています。この粘土層は、この地域に安定した深い湖が長く続いたことを示しています。この地域の水田が特有の重粘土質であるのも、このためです。

信楽地域の古琵琶湖層群は、花こう岩が風化して粘土化した良質の陶土を挟み、信楽焼きの原料となりました。

古琵琶湖層群の丘陵は、地層が侵食されて谷が発達し、その谷は水田として利用されています。雑木林の丘陵に長細い谷が伸びて水田として使われる、甲賀地域によく見られる風景は、古琵琶湖層群が作り出したといえるかもしれません。一方、この地層は未固結であるために造成が容易で、高度経済成長期以降は工業団地や宅地として利用されることも多くなってきました。



近江水口第2テクノパーク工事中の古琵琶湖層群



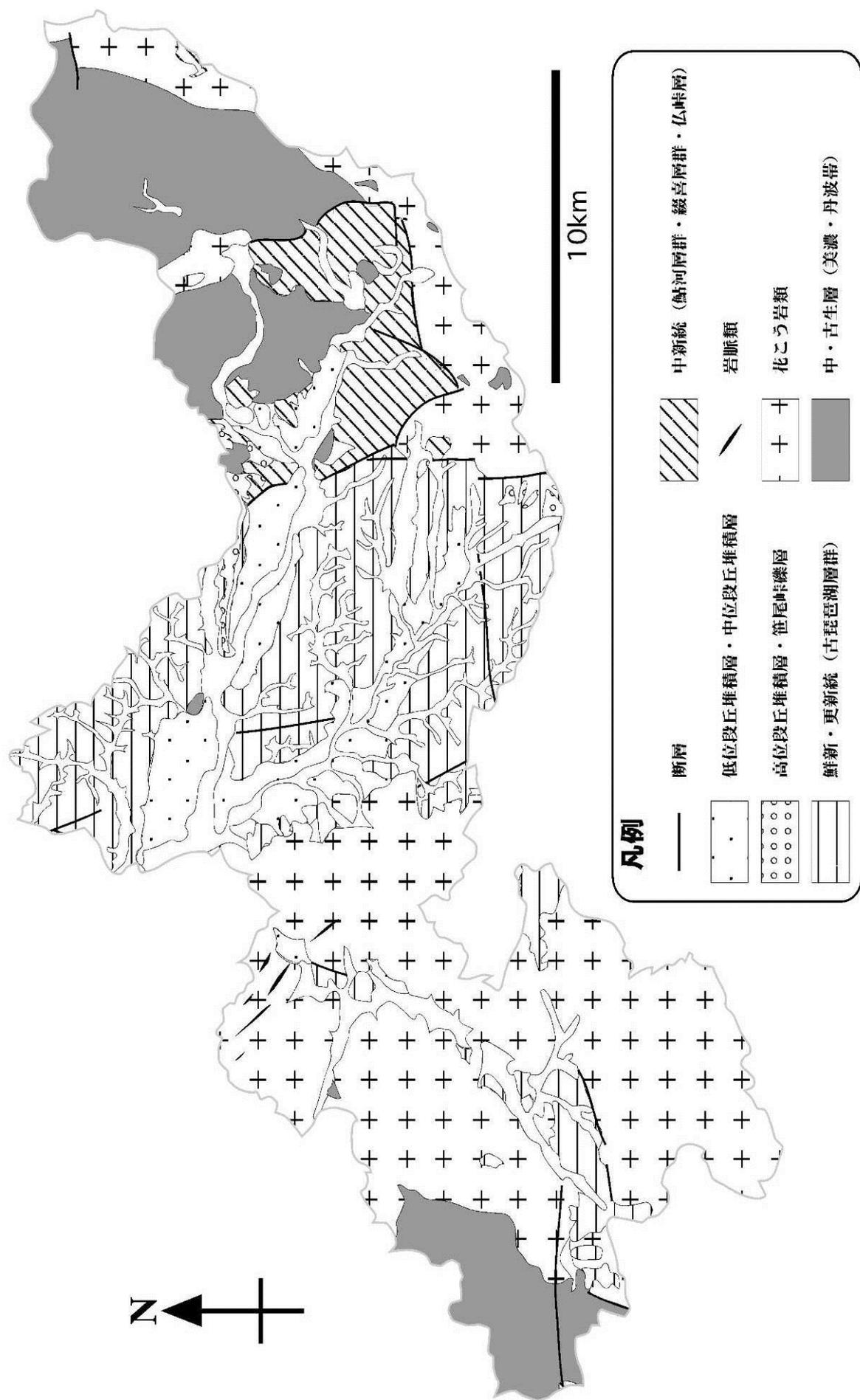
杣川でみられた古琵琶湖層（甲南町）

○段丘堆積層と沖積層

古琵琶湖層群の堆積の中心が現在の琵琶湖に移る頃には、地殻変動で鈴鹿山脈が急上昇し、市内でも河岸段丘が形成されました。

一万年以前以降は河川によって土砂が運ばれて、野洲川や杣川の下流域や信楽盆地の河川沿いなどで沖積低地が形成されました。

古くからある集落や東海道などは、段丘面上や丘陵の縁辺に立地しています。増水で水につきやすい沖積低地は避け、地盤の良い位置につくられたと思われます。沖積低地は主に水田として利用されました。しかし、近年は広く平坦であることに注目されて、道路や宅地などもつくられてきています。



甲賀市の地質図

(4) 植生

○山地の景観と植生

鈴鹿山脈の標高の高い場所には、ブナ、ミズナラ、カエデ類など冷涼な気候に生育する樹林があり、土壌に乏しい尾根付近はモミ、ツガの針葉樹やシャクナゲ、シロヤシオなどツツジ科植物の多い植生となっています。深い渓谷には、アカガシ、ヤブツバキなど常緑広葉樹も目立ちます。一方、高原状の信楽山地では、尾根付近にアカマツ、ヒメコマツ（五葉松）が多く見られます。

また、市内全域にわたって、山腹には戦後にスギ・ヒノキ植林が広く行われ、多くの面積を占めています。特に土山町域では古くから林業が盛んで、植林された山の風景が広がります。



山地の景観と植生

○丘陵・段丘の景観と植生

ゆるやかな丘や段丘斜面には、人が薪や炭などを得るため、コナラやクヌギの樹林として定期的に伐採、管理を続けてきた雑木林が広がります。

また、谷に沿った水田の法面には、古くは緑肥や家畜の飼料を採取した草地があり、ツリガネニンジン、ササユリなど多くの草花が見られます。

こうした植生は、高度経済成長期以降、化石燃料の利用が主となり、竹林やササ藪、スギ・ヒノキ植林に置き換わった場所が増えました。

寺社の境内や段丘の急崖には、アラカシやスタジイなど常緑広葉樹の植生（照葉樹林）も見られます。



ササユリ



丘陵地の景観と植生

○沖積低地の景観と植生

道路や河川の法面、田畑の畔など草刈がされる場所には、イネ科やキク科植物が多い草地植生が広がり、新たな造成地ではセイタカアワダチソウなど外来植物が目立ちます。

河川沿いには、堤防沿いに護岸の役割を果たした竹林が多く、低水路近くにはヤナギの仲間が、水際にはヨシ原が見られます。

野洲川や田村川では、各地の河川で減少した石礫の河原の景観が残っており、カワラハハコに代表される特殊な植生が広がります。



河川敷の景観と植生

(5) 動物

○山地の景観と動物

鈴鹿山脈には、特別天然記念物のニホンカモシカが生息することで有名で、天然記念物の大型猛禽類であるイヌワシ、クマタカも生息します。

また、信楽山地を含む市内全域の山地には、山麓にかけてアナグマ、テン、ニホンリス、ムササビなどの哺乳類も生息します。近年、ニホンジカの増加が深刻な問題となっています。

渓谷沿いの森林では、クロツグミ、オオルリ、サンコウチョウなど鳥類が繁殖しています。

源流域の清流には、イワナやアマゴ、カジカなど魚類も生息し、初夏にはカジカガエルの鳴き声も涼やかに聞こえます。



ニホンカモシカ



アマゴ

○丘陵・段丘域の景観と動物

丘陵地域には、雑木林と草地、水田の混在した景観が広がるため、昆虫の種数が多く（カブトムシ等）、水・陸域の景観を一体的に使うカエル類（シュレーゲルアオガエル等）など両生類も豊富です。これら小動物を食べるイタチ、タヌキ、キツネなど



カブトムシ

哺乳類や、サシバ、サギ類など鳥類も生息しています。

また、甲賀市の丘陵域は県内

で最もため池が多い地域です。ため池からの水が流れる水路や水田には、ゲンジボタルやドジョウ、メダカが見られる場所もあります。

近年、里山の環境変化によって、山地にいたニホンザルの群れやイノシシが丘陵域の樹林に住みついています。



シュレーゲルアオガエル

○沖積低地の景観と動物

道路や河川の法面、水田の畔など草地には、バッタ類など小さな昆虫が多く生息し、これらを餌とするスズメやツバメなど鳥類が飛びます。

また、都市化が進行して、ムクドリやカラス類が増加しているほか、外来生物のアライグマも出現しています。

河川敷のヨシ原には、冬にカワラヒワやアトリなど小鳥の群れが集まり、水辺ではカワセミが魚を狙っています。石礫の河原には、イカルチドリ、カワラバッタなど、河原に適応した動物が生息します。



カワセミ

2. 歴史的経緯

甲賀の地名は古く、「日本書紀」の中に「鹿深臣（かふかのおみ）」という人物が百済国から弥勒（みろく）石仏を日本にもたらしたとする記事があり、これが当地出身の豪族とされることから、すでに6世紀の末には、この地が「かふか」あるいは「かうか」と呼ばれていたと考えられています。奈良時代、信楽の地に首都となる「紫香楽宮」が置かれたころには、「かうか」に縁起の良い漢字をあてて「甲可」や「甲賀」と記し、やがて「甲賀」と定着、近江東南部に広大な面積を占める郡名として親しまれ、「平成の大合併」によって成立した新しい市の名称にも引き継がれています。

○甲賀のあけぼの

甲賀市域でいつごろから人々の活動が始まったのかは未詳ですが、甲賀町油日や甲南町新治地先から縄文時代早期の土器や石器が発見されていることから、それは少なくとも1万年前にさかのぼることが知られています。また、土山町山女原の泉境近くからは弥生時代末期の土器が発見されており、そのスタイルから峠を越えた東海地方との交流のあったことがうかがえます。

○古代の甲賀

古墳時代には、列島各地で古墳が築かれていくなか、甲賀市においても、古墳時代中期の大型古墳で、その規模や優れた出土品から野洲川中流域の首長の墓と考えられる「泉古墳群」をはじめとして、多くの古墳が築かれました。特に野洲川から支流の杣川が分岐する山あいには、その数300を越える古墳時代後期の一大群集墳があり「甲賀群集墳」として注目されます。

これらの古墳を築いた人々の集落遺跡としては水口町植の植遺跡が知られ、ここからは多くの住居跡と共に、全国有数の規模をもつ大型倉庫建物群が発見されており、ヤマト王権と結びついた勢力による古代甲賀の開発拠点であったことがうかがえます。

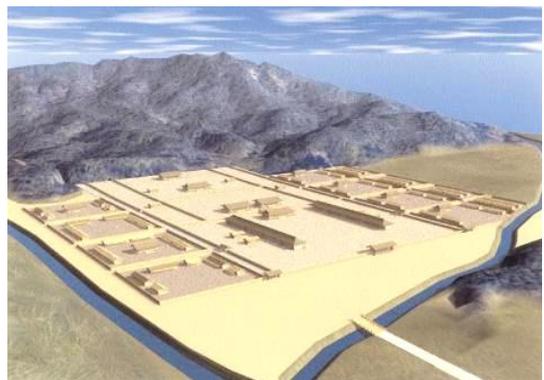
奈良時代の甲賀は、聖武天皇が造営した紫香楽宮によって、全国的な注目をあびます。ただし、信楽の地が宮として機能したのは、天平14（742）年から同17年の間にすぎず、そのため紫香楽宮はながく「幻の宮」といわれてきました。

しかし発掘調査が進められるなかで、その宮殿が飯道山麓の信楽町宮町に置かれていたことがわかり、多くの礎石がのこる同町黄瀬・牧の甲賀寺跡、梵鐘鑄造の跡が見つかった鍛冶屋敷遺跡など関連遺跡群の存在や、「歌木簡」の発見などによって、大仏を建立し仏教に基づいた理想の都を目指した聖武天皇の足跡は、次第にその姿を明らかにしつつあります。

都が奈良から京都に移った平安時代には、都と東国を結ぶ東海道が近江、そして甲賀を貫通しました。特に仁和2（886）年以降、野洲川沿いに鈴鹿峠を越えるルートが固まると、その道中には「甲賀駅」が置かれ、古代官道として利用されていきます。伊勢神宮に仕える斎王の行列



古墳時代の大型倉庫建物群が発見された植遺跡



国史跡紫香楽宮（宮町遺跡）中心区画復元 CG

もこの鈴鹿越えの道を通るようになり、その臨時の宿舎として頓宮が土山の地に置かれました。伊勢に向かう斎王の行列は「斎王群行」と呼ばれましたが、毎年3月に行われる「あいの土山斎王群行」は、この史実を記念して、当時の華やかな行列を再現する行事です。

滋賀県は全国トップクラスの文化財保有県ですが、なかでも甲賀市は平安時代の優れた仏教彫刻が数多く伝えられることで知られています。これは最澄によってひらかれた天台宗の教線が早くに浸透し、造寺造仏活動が盛んに行われた結果だとされていますが、お像の多くは、大きな寺院ではなく、村のお堂に安置され、村人の手によってひっそりと大切に守られてきました。白州正子がこの地を「かくれ里」と呼んだところでもあります。



斎王群行の昔をしのぶ「あいの土山斎王群行」

古代の甲賀を語るときに忘れることができないものに、「杣」の存在があります。「杣」とは都や大寺社を造営する建設用材を伐採するために設定された山林のことで、奈良時代には石山寺などの造営のために「甲賀杣（こうかのそま）」が設定され、これを管理する「甲賀山作所（さんさくしょ）」が置かれ、野洲川を使ってこれを回漕する拠点となる「矢川津（やがわのつ）」が置かれたことがわかっています。また、甲南町杉谷地先からはさらに古い飛鳥時代に伐採されたスギの巨木が埋もれ木となって多数発見されていて、古代の甲賀が豊かな森に覆われていたことがうかがわれます。



飛鳥時代の伐採痕をもつスギの埋もれ木

○中世の甲賀

中世には私たちが「甲賀らしい」と感じる多くの歴史がこの地に刻まれましたが、そのもっとも大きなものが、「甲賀衆」（甲賀武士）と呼ばれた、土豪・地侍の活躍です。

中世の甲賀には貴族や大寺社を領主とする多くの荘園が置かれましたが、このなかから武士が台頭し、野洲川・杣川流域を中心に谷ごとに割拠して勢力をたくわえ、南北朝の争乱をはじめとした戦乱のたびごとに成長していきます。特に戦国時代になると、同じ姓を持つ同族ごとに結束する「同名中（どうみょうちゅう）」を構成し、掟を定めて共同して地域の支配・管理を行うようになり、やがてそれは谷ごとの結束へと進み、最終的には一郡の規模となる「甲賀郡中惣」へと発展します。

甲賀では飛び抜けた大名・領主は生まれませんでしたが、このような「共和的」な支配によって、地域の平和を保とうとしたところに大きな特徴があり、甲賀人のアイデンティティの源の一つといえます。甲賀衆によって戦国時代に築かれた城跡



甲賀衆が築いた戦国の城



甲賀衆が寄会協議を行った油日神社

が、市内には200あまり残っています。いずれも小規模な「土の城」ですが、その数と密集のありようは類例がなく、当時の甲賀の地域力を示す遺跡として全国的に注目されています。

このほか、鎌倉末期にいわゆる「日本六古窯」の一つとして信楽焼がはじまったことや、甲賀の宗教文化に大きな影響を与え、近代以降の製薬・売薬のルーツともなる飯道山を中心とした修験道の成立と展開なども甲賀の中世史を彩るものとなっています。

○近世の甲賀

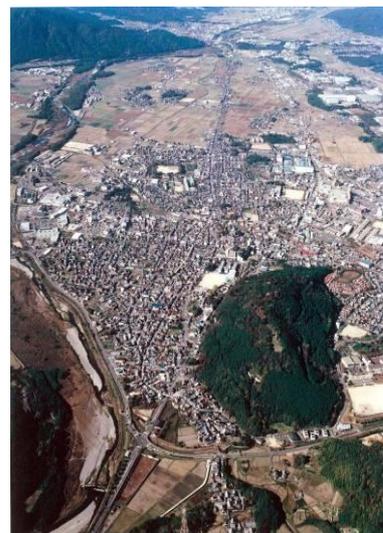
甲賀の近世は、天正13（1585）年、天下統一を進める羽柴（豊臣）秀吉が、家臣の中村一氏に命じて、郡のほぼ中央に位置し東海道の要地である水口の大岡山に水口岡山城を築かせたことに始まります。

それまで郡内を割拠して支配してきた甲賀衆は改易され、山頂に天守がそびえる城の麓には東海道を主軸として長大な城下町が整備されて、水口を中心に郡内の一円支配が完成するとともに、秀吉間の近江支配の拠点、東海地方への軍事的要衝としての重要な役割を担うようになります。豊臣政権の重臣が三代にわたって城主となったこの城は、慶長5（1600）年に起こった関ヶ原合戦において、最後の城主長束正家が西軍に組みしたために攻められ、のちに破壊されますが、曲輪や石垣がのこる城跡にのぼると、甲賀の歴史にとって、水口岡山城の築城がいかに大きな画期となったかを体感することができます。

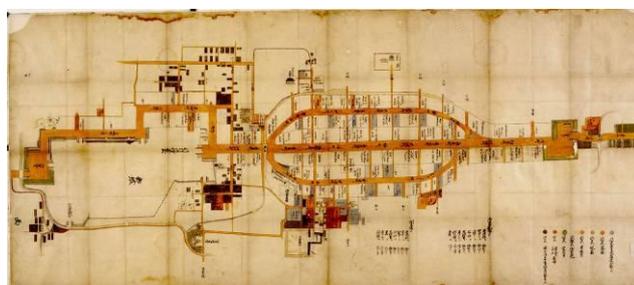
関ヶ原合戦翌年の慶長6（1601）年、天下をほぼ掌中におさめた徳川家康は、江戸と京都を結ぶ東海道を整備し、その道中の主要な集落を宿駅に指定しました。このとき鈴鹿峠をひかえた土山と、水口岡山城の城下町として早くに町場となっていた水口が宿駅に指定されます。これがその後明治初年までつづく「土山宿」「水口宿」の成立です。

宿駅は本来幕府などの公用の貨客の輸送を支えるのが目的ですが、その後庶民の旅が盛んになるに従って、旅籠も増え旅人相手の商売も盛んとなり、宿ごとに名物も生まれました。このような宿場の賑わいは、町場としての発展にもつながり、町民文化が育まれていきます。松尾芭蕉など文人墨客の遊歴と町民の交流、都市型の祭礼として「水口曳山祭」が成立したことなどはその一例です。また街道に面して往時をしのばせる民家や町並み、松並木や道標なども街道文化の証人といえるでしょう。

江戸時代の甲賀は、ひとつの大名によって支配されず、中小の大名領や旗本知行地、そして幕府直轄地がさながらモザイクのように入り組んでいました。寛永11（1634）年に三代将軍徳川家光上洛の際の宿館として水口に築かれた水口城（碧水城）に、加藤明友が入って成立した水口藩は、甲賀に城を持つ唯一の大名で、2万5千石の小さな藩でしたが水口城跡をはじめとして、多くの足跡を歴史の上に残しています。このほか市の最南端に位置する多羅尾に代々居住し、世



水口岡山城と城下町



水口宿色絵図（江戸時代中期）



水口城(碧水城)跡

襲で幕府代官をつとめた多羅尾氏の存在も見落とせません。

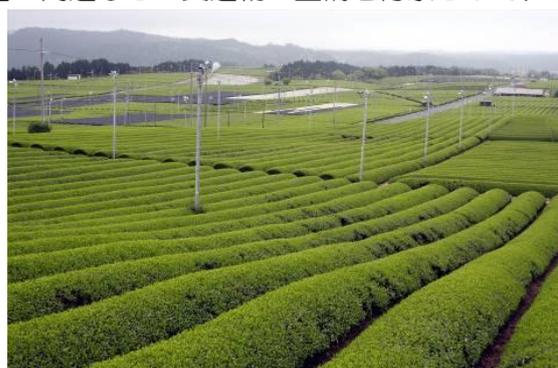
江戸時代は農業生産が発展した時代ですが、その他の産業や商業にも見るべきものの多い時代でした。信楽焼は中世以来の技術を継承しつつ、京焼の影響を受けて、さらに広い範囲で多彩な製品が焼かれるようになりました。杣川流域の村々では、近代に全国的なシェアを握る木挽職人が使う前挽鋸の生産が始まり、土山や信楽の朝宮では幕末から茶の生産が飛躍的に伸びています。水口では宿場の名物としても知られたかんぴょうや葛細工の生産が盛んとなり、とくにかんぴょうは歌川広重の描く浮世絵「東海道五拾三次」にも取り上げられています。

○近現代の甲賀

近代の甲賀地方は東海道が廃され、また幹線鉄道に恵まれなかったため、しばらくは前代の繁栄を失いますが、戦後は国道1号線や名神高速道路の開通などの交通網の整備を背景として、工業団地の立地も進み、草津線の電化によって京阪神のベッドタウン化が進行します。特に平成20（2008）年の新名神高速道路の開通の効果は大きく、近畿と東海のほぼ中ほどに位置するという甲賀市にとって歴史的ともいべき立地を活かした都市づくりが期待されています。

豊かな大地と森林に恵まれている甲賀市は、早くから稲作を中心として、茶やかんぴょうなどの特産品の生産が盛んに行われてきました。特に朝宮茶や土山茶の名で知られる茶は高い評価を得ており、緑ゆたかな茶園は甲賀路を訪れる人の目をなごませます。

また六古窯の一つである信楽焼は、伝統的工芸品に指定されるとともに、多様な分野の製品が生産されており、国内はもとより世界的なブランドとして高い知名度を誇ります。登り窯や工房、小売店などが建ち並ぶ景観は、焼き物の里ならではの魅力を持っています。



緑さわやかな茶園



信楽焼の窯焼き風景

3. 歴史街道

甲賀市には、時代とともに多くの道が開かれてきました。奈良時代には、聖武天皇が恭仁京から東北道を開いて信楽に至り、紫香楽宮の造営をはじめます。また古代官道として整備された東海道は、平安時代初期は杣川に沿って伊賀に抜け、加太を越えて関にいたるルート（「倉歴（くらぶ）道」）でしたが、仁和2（886）年には、野洲川に沿って鈴鹿峠を越えて関に至る「阿須波（あすは）道」へと変更され、これがこの後近世東海道にいたるルートとして定着しました。古代東海道を通行した人としては、まず伊勢神宮に仕えた齋王があげられます。

中世になると都と東国を結ぶルートとしては、近世の中山道にあたる東山道が多用されたようですが、東海道は伊勢参宮の道として用いられ「伊勢大路」の名で呼ばれました。将軍や公家、文人たちの日記や紀行文に、甲賀の地名がしばしばあらわれるようになり、水口など街道の要所には古代の駅家にかわって宿が開け、旅人の休泊施設が設けられるようになりました。このような幹道だけでなく、甲賀と伊賀、南山城などを結ぶ山間の諸道も数多く開かれましたが、いずれもその道中には関が置かれ、山賊も出るなどまだまだ旅を楽しむ時代ではありませんでした。

近世に入ると、徳川幕府によって江戸と地方を結ぶ各街道が整備され、あわせて宿駅制度が整えられ輸送体制は一気に発達します。甲賀では関ヶ原合戦翌年の慶長6（1601）年に、市域を東西に貫通する東海道が整備され、水口と土山の2宿が宿駅に指定され、宿問屋や本陣、脇本陣などが整えられ、参勤交代の大名はじめ、公用貨客の通行が頻繁となります。

江戸時代も中期以降は、参宮や巡礼、物見遊山など庶民の旅が盛んとなり、旅人相手の旅籠屋や諸商売が繁昌するようになり、宿場町は町場としての発展をとげていきます。文人墨客が訪れ、彼等との交流を通じて文化の水準も向上していきました。

大動脈である東海道からは、御代参街道や杣街道（伊賀道）などが分岐し、そこからはさらに細かく網の目のように各地をつないでいきました。路傍に建てられた道標は、こういった諸道の存在と、盛んな地域交通のようすを今に伝えてくれます。



歌川広重「東海道五拾三次之内」水口と土山

（1）東海道

東海道は律令時代に都と東海道の諸国の国府を駅路で結んだ道で、各道に派遣された官人が諸国を巡察するために整備された路のひとつで、もとは大和から伊賀、伊勢、尾張へとたどるルートでした。大津に都が置かれたときには一時的に近江を東海道が通りましたが、その後もとに戻ります。

平安遷都ののち、初期は「倉歴道」つまり現在の草津線から相当するルートで伊賀に抜け、加太を越えて伊勢に抜けましたが、仁和2（886）年には鈴鹿峠を越える「阿須波道」が新道とし

て開かれ、これがこの後近代に至るまで東海道として生き続けます。

甲賀にとって東海道が最も大きな役割を果たしたのは、徳川幕府によってこれが整備された江戸時代です。このとき土山・水口の2宿が宿駅として指定され、ここを拠点として公用貨客の継ぎ立てが行われるとともに、一里塚や松並木、渡し場などが整備されていきました。特に中期以降は一般の旅人の増大する需用に応える町場として発展していきました。



東海道横田渡し跡（県史跡）と常夜灯



土山宿本陣跡

（２）御代参街道

御代参街道は、東海道路土山宿から笹尾峠を越え、日野町鎌掛、八日市などを経て、中山道愛知川宿の南の小幡に結び、多賀大社へ通じる参詣道で、別に北国街道、多賀道などとも呼ばれました。

「御代参街道」の名は、江戸時代に仙洞御所の名代が、正・五・九月に京都から伊勢神宮を参拝したのち土山宿からこの道を通って多賀大社に代参したことによります。

伊勢と多賀社を結び、東海道と中山道をつなぐバイパス的機能を果たしており、湖東商人の往来も盛んでした。なお蒲生郡との境界となる笹尾峠には、室町時代にこの峠の通行をめぐる裁判に勝利した山伏の立てた立派な板碑が残っています。



御代参街道起点（北土山）右 北国街道 日野八幡道

（３）杣街道

杣街道は、横田渡しの南岸から東海道と分岐し、杣川沿いに伊賀の柘植へと通じる道です。明治以降県道として整備されたので、近代以前ルートは不明の場所が多くなっていますが、江戸時代は「杣海道」とか「伊賀道」とも記され、東海道に対比する甲賀郡南部の幹線道路として機能してきました。

このルートは、大津宮時代に東海道となり、その後いったん廃れますが、平安遷都ののち、仁和2（886）年に再び東海道として機能した



杣街道の道標（甲賀町田堵野）右 伊勢

「倉歷越東海道」をなぞったもので、壬申の乱（762年）の際には、近江朝廷軍は鹿深山を越えて東進し、大海人皇子軍と菟萩野（たらの・現在の柘植付近）で戦ったと「日本書紀」記録されたいへん古い歴史をもっています。しかも明治になってからは関西鉄道がほぼ同じルートに開通（現在のJR草津線）するなど、その命脈は現在に受け継がれています。

（４）伊賀道

甲賀と伊賀をつなぐ国越えの道、それが伊賀道です。したがって伊賀道は一つではなく、甲賀町から甲南町にかけて、いく筋ものびています。このうち水口宿の東海道から分岐して甲南町深川に越え、そこから竜法師を経て伊賀市の玉滝に越える「内保越」の伊賀道は、その代表的なルートで、室町時代、応仁の乱を避けて美濃に逃避していた公家の一条兼良（いちじょうかねら）は、その「藤川の記」に、甲賀から伊賀へ越える道として利用したことが記されています。

玉滝からはさらに南進して佐那具に出て、上野に通じるこのルートは、上野と水口という二つの城下町をつなぐ道であり、上野から京都に出る松尾芭蕉も通ったかもしれません。



内保越伊賀道（甲南町柑子）

（５）信楽道

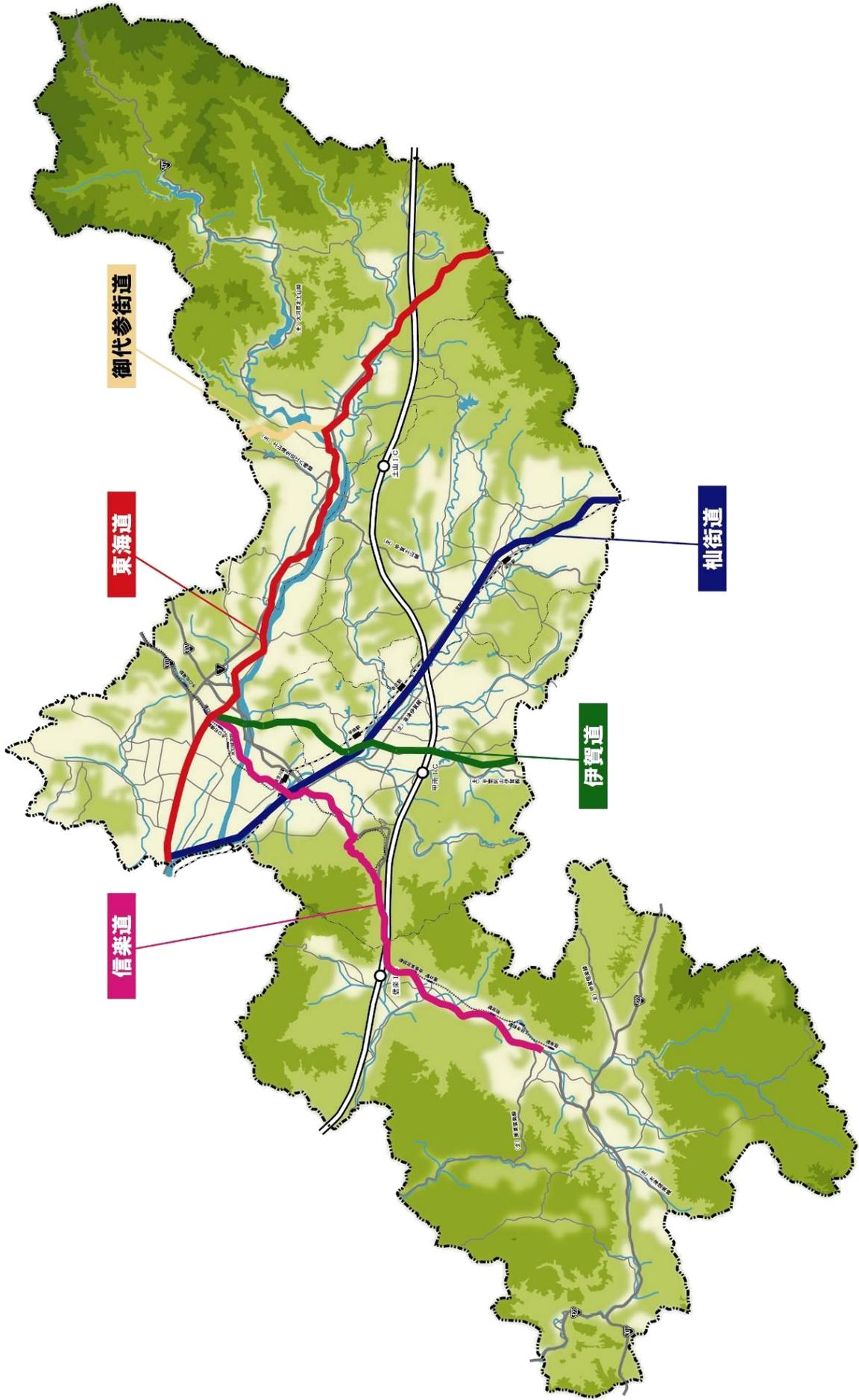
甲賀市の南部、信楽山地のなかに高原上に広がる信楽谷と道との関わりは古く、「続日本紀」には天平14（742）年、聖武天皇が南山城の恭仁京（現木津川市）から東北の道を開き、信楽の地に至ったことが記されています。聖武天皇は紫香楽宮の造営や大仏の建立のため、しばしばこの道を通ったことでしょう。

中世の史料によると、信楽へは伊賀から、南山城の和束谷や宇治田原から、そして栗太郡の大石から道を通じ、多くの人々がこの地を通行したことが知られます。野洲川や杣川流域よりも、京都や奈良との関係は、むしろ密接なものがあったようです。信楽特産の材木や茶、信楽焼などもこのルートを通じて京都へ運ばれたことでしょう。当時朝宮にはこれらの通行人を管理し関銭を徴収する「朝宮関」が、信楽荘の領主であった近衛家によって設けられていました。

信楽焼が盛んになった江戸時代は、甲賀谷との交通も頻繁となり、水口と信楽を結ぶ「信楽道」が整備されます。水口町宮の前の水口神社の参道には、「志加らき道」と刻まれた石灯籠型の道標が残っています。



信楽道をさす道標（水口）左 八幡道



甲賀市の歴史街道

4. 文化財

甲賀市は全国有数の文化財保有県である滋賀県のなかでも、大津市につぐ250件を超える指定文化財をもっています。

油日神社に代表される建造物、平安・鎌倉時代にさかのぼる仏像彫刻、紫香楽宮や中世城郭などの史跡、そして地域社会の永続を願って伝えられてきた民俗行事は、甲賀の地が歩んできた歴史の豊かさと、これを守ってきた住民のふるさとを想うあつい心を語る証人です。とりわけ多くの文化財建造物や歴史的まちなみは、甲賀の風景に風格と潤いを与え、景観形成の上でも大きな役割を果たしています。

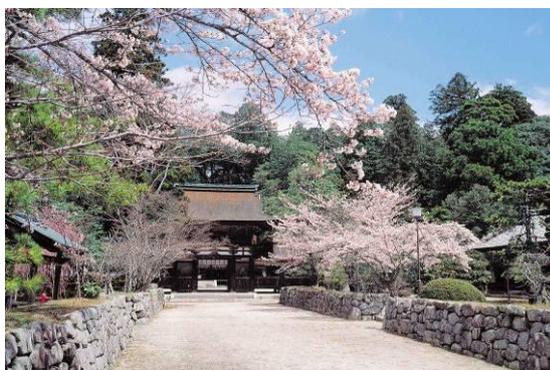
《ふるさとの風景をつくる主な文化財》



垂水斎王頓宮跡（国指定）



八坂神社本殿（国重文）



油日神社本殿ほか（国重文）



新宮神社表門（国重文）



飯道神社本殿（国指定）



大鳥神社楼門（国登録）



矢川神社楼門（県指定）



旧水口図書館（国登録）

表：甲賀市内所在指定文化財等件数（平成23年3月1日時点）

種別		国	県	市	合計	
有形文化財	建造物	7	3	19	29	
	美術工芸品	絵画	0	3	11	14
		彫刻	48	10	46	104
		工芸品	0	1	13	14
		書跡	(2) 3	2	12	17
		考古資料	0	0	5	5
		歴史資料	0	0	0	0
		美術工芸品小計	(2) 51	16	83	150
	小計	(2) 58	19	106	183	
無形文化財		0	1	1	2	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	2	3	
	無形民俗文化財	0	3	4	7	
	小計	0	4	6	10	
記念物	史跡	3	7	13	23	
	名勝	0	0	2	2	
	天然記念物	(1) 1	1	6	8	
	小計	(1) 4	8	21	33	
選択文化財	無形民俗文化財	2	11	0	13	
登録文化財	登録有形文化財(建造物)	18	0	0	18	
合計		(3) 82	43	134	259	

参考

埋蔵文化財包蔵地件数 538件（『平成13年度 滋賀県遺跡地図』掲載遺跡数）

備考

1. 国指定の有形文化財は重要文化財の件数を示し、うち国宝の内数を括弧内に示す
2. 国指定の天然記念物の件数のうち、特別天然記念物の内数を括弧内に示す
3. 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は指定件数を示す
4. 選択文化財の欄は選択件数、登録文化財の欄は登録件数を示す

5. 祭り

古来、都と東国を結ぶ東西交通の要所として栄えてきた甲賀市は、人や物が盛んに行き交い、それぞれの地域で独自の伝統文化が築き上げられてきました。

曳山と軽快な水口囃子が響く水口曳山祭や、花を奪い取ることから「ハナバイ」と呼ばれ美しい花蓋や花飾りが登場する祇園花行事、室町末期から江戸初期にかけて流行した「風流踊り」を原型とする太鼓踊、頭殿行列を華やかに彩る立役者「奴」が繰りなす奴振など、数多く祭りや行事が伝承され、地域の生活文化や歴史・風土を色濃く映し出されています。

《主な祭り》



水口曳山祭



大鳥神社花奪神事



黒川花笠太鼓踊



油日神社奴振



矢川神社例祭



しがらき火まつり

6. 今日までの景観に関わる取組み

甲賀市では、条例による指導調整や都市計画における規制誘導等、それぞれの施策の中で景観形成に考慮した取組みを実施してきました。

一方で今日まで「景観」に関する総合的な方針は明確に定めていなかったことから、それぞれの施策の中で個別に判断され、自然環境の保全や文化財の保護、土地利用の誘導等、一部では必ずしも「景観」の視点から十分な効果を上げるには至っていないところも見受けられ、その対応が求められています。

(1) 景観の視点からの取組み

①甲賀市の風景を守り育てる条例

甲賀市の歴史的まちなみ及び美しい景観を守り、育て、潤いのあるまちづくりの形成に資することを目的として、旧土山町の「土山の風景と環境を守り育てる条例」を引き継ぎ、平成16年10月に「甲賀市の風景を守り育てる条例」を制定しています。この条例に基づき、景観形成指導基準や景観形成指定地区の設定を行うとともに、届出制度により良好な景観の保全と形成の観点から指導や調整を行っています。

②ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例・滋賀県景観計画

滋賀県では、昭和59年から「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」により美しい湖国のまちづくりに取り組まれてきました。風景条例での広域的な観点から景観形成の取組みを推進するとともに、景観法の制定を機に、より一層の景観形成を図るため「滋賀県景観計画」が策定され、平成21年3月から施行されています。風景条例に基づき、景観重要区域を指定するとともに、大規模建築物等について景観上の指導基準を定められ、地域の景観特性や周辺景観に配慮した景観形成に取り組まれています。

甲賀市では、市内全域が滋賀県景観計画の景観計画区域とされ、また景観重要区域として国道307号沿道景観形成地区及び杣川河川景観形成地区が指定されています。

③屋外広告物許可事務

甲賀市では、屋外広告物許可事務の権限移譲に伴い、平成22年4月から滋賀県屋外広告物条例によりその運用を図っています。良好な景観を形成し、風致の維持、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の許可及び違反是正を行っています。

(2) 規制誘導等における取組み

①都市計画による区域区分及び用途地域

甲賀市では、甲賀都市計画区域、土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域の3つの都市計画区域が指定されています。甲賀都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の区分、市街化区域に定めている用途地域により、土地・建物の利用、建築形態の規制等が定められています。土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の区分を行わない非線引きの都市計画区域として、主に用途地域により規制誘導を行っています。

②地区計画・建築協定

地区計画は6地区において定めており、それぞれの地区ごとに基本方針及び建築物の制限に関する事項を定めています。

建築協定は2地区において締結されており、建築物の制限に関する事項が定められています。

③甲賀市みんなのまちを守り育てる条例

甲賀市では、開発許可等の権限委譲に伴い、平成19年12月に市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定め、みんなのまちを守り育てることを目的として「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」を制定しています。この条例により、開発事業の手続・基準のほか、公共公益施設の整備や自然環境及び生活環境の保全、文化財の保護等の手続について定められ、地域の特性に応じた良好な居住環境の保全及び都市的機能の整備の観点からまちづくりの誘導を行っています。

(3)「であい・こうか八景」の選定

甲賀市では、市内にある身近な風景の魅力を発見し、愛着を深めていただくとともに、甲賀市の良さを市内外に発信するため、平成21年12月に「であい・こうか八景」を選定しています。

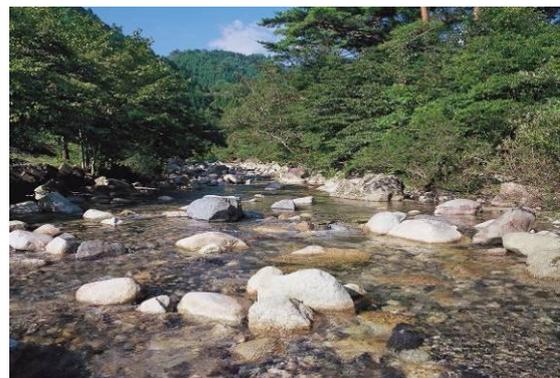
「であい・こうか八景」に選定された景観が、豊かな自然や歴史を背景とする本市の景観特性を顕著に表しています。

①びわこの源流

鈴鹿山脈の御在所山に源を発し、甲賀市を貫流する野洲川、その支流では、春は桜、初夏は蛍、秋は紅葉、冬は雪景色など、見事な四季折々の風景に出逢えます。



野洲川



野洲川の支流（黒川）

②陶都の山容

信楽では、笹ヶ岳をはじめとする峰々の稜線の美しさ、山道に咲く市の花「ササユリ」、溪流から流れる神秘的な「鶏鳴の滝」など、高原ならではの自然に出逢えます。



笹ヶ岳



鶏鳴の滝

③豊かな田園

良質な米を育てる甲賀の田園では、春は緑の早苗が風になびく風景、秋は黄金色の稲穂が頭をたれる風景など、豊かな甲賀の風土に出逢えます。



水田風景



稲穂風景

④お茶のふるさと

日本最古と伝えられる茶産地や、滋賀県下一の生産量を支える広大な茶畑では、初夏のころには緑豊かな風景と、ふくいくたるお茶の香りに出逢えます。



茶園風景



茶摘み風景

⑤甲賀の里を望む

日本真鍮の元祖が祀られる庚申山からは甲賀の里が一望でき、眼下には国史跡に指定された「城跡」や日本の動脈「新名神」が望め、甲賀のいまむかしに出逢えます。



庚申山からの眺望



新名神付近の眺望

⑥東海道の道しるべ

古城山は、東西南北どの方向から見ても山容を同じくせず、古来より交通の要衝にあって、街道を行き交う旅人の目印となり、また、東海道の土山・水口では宿場町として栄えた往時の息づかいに出逢えます。



古城山の日の出



東海道宿場町

⑦甲賀の車窓から

甲賀市では、信楽高原鐵道・JR草津線・近江鐵道の3つの鐵道が自然の中を走る姿に出逢えます。里山をはじめとする鈴鹿連山など乗客の心を和ます四季折々の風景にも出逢えます。



車窓風景



信楽高原鐵道

⑧甲賀のにぎわい

甲賀市には、住む人々の心意気により生まれ、脈々と受け継がれてきた祭りや伝統芸能が数多くあり、人や文化に出逢えます。さらに、新しく生まれた文化が、まちのにぎわいを広げます。



水口曳山祭



白川神社祇園祭

第4章 景観類型と課題

1. 景観類型

甲賀市は、東部の鈴鹿山脈から延びる野洲川・杣川水系沿いに西部に平野が広がる東高西低の地勢と、南西部では信楽山地に囲まれた盆地が地形をつくっています。四季折々の美しい山なみを背景に、河川が盆地や峡谷、丘陵地等の多様な地形を刻み、山林や河川、田園、里山、集落等、自然と人の営みが織りなす多彩な自然的景観が形成されています。

また、古くから都と伊勢とを結ぶ街道の地、宿場町・城下町の面影を残すまちなみや、中世の城館遺跡、紫香楽宮の史跡など、悠久の歴史的景観を形成しています。

さらに、近年は市街地を中心に都市施設の維持・整備が進められ、住宅地や商業地、工業地など新たな市街地景観が形成されつつあります。

こうした甲賀市の地形的特徴や歴史的経緯、今日に至るまちの形成から、甲賀市の景観を「自然的景観」、「歴史・文化の景観」、「市街地・集落の景観」、「道路軸・鉄道軸の景観」、「まちの拠点・核となる景観」の5つを軸とした景観類型に分類します。

自然的景観	山林地域	鈴鹿山脈、信楽山地、飯道山 他
	田園・里山地域	平野部
	河川・池沼	野洲川、杣川、大戸川、信楽川及び支流 大原貯水地、岩尾池、昭和池 他
歴史・文化の景観	歴史的な道筋	東海道、杣街道、伊勢街道、信楽道
	紫香楽宮跡	紫香楽宮跡、宮町遺跡
	城館遺跡	杣庄地域（杣川左岸域） 他
	伝統産業の地域	信楽町長野地区
	伝統的まちなみ	甲賀町和田地区、滝地区 他
市街地・集落の景観	住宅地	市街地、住宅団地
	集落	農村集落、山村集落
	商業地	国道1号・307号沿い 他
	工業地	水口工業団地、近江水口テクノパーク 甲南フロンティアパーク 他
道路軸・鉄道軸の景観	幹線道路沿い	国道1号・307号 主要地方道草津伊賀線 他
	鉄道沿い	JR草津線、信楽高原鐵道、近江鐵道
まちの拠点・核となる景観	新名神IC周辺	甲賀土山IC、甲南IC、信楽IC周辺
	駅前周辺	JR、信楽高原鐵道、近江鐵道駅前周辺
	公共施設周辺	市庁舎、文化施設、教育施設 都市公園施設 他

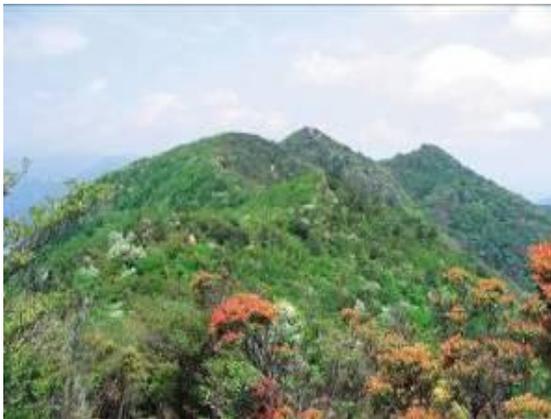
2. 景観類型別の現状と課題

(1) 自然的景観

①山林地域

《特性》

- ・周辺を縁取る鈴鹿山脈や信楽山地、飯道山の山なみや緑豊かな丘陵地の山林は、市街地の背景となり、市民がどこからでも身近に目に触れることができる甲賀市の景観の骨格を成す基本的な要素のひとつです。
- ・市中央部から西部にかけては、農地と一体となったなだらかな曲線の美しい山々、丘陵が広がっています。
- ・山林は自然の景観要素としての役割だけでなく、多くの動植物の生息空間であり、水源の涵養や自然に親しむレクリエーションの空間として多様な機能を担っています。
- ・歴史や伝説のある景勝地もあり、古城山や飯道山、油日岳などは地域のランドマークとして地域の人々の心の拠りどころとなっています。



鈴鹿山脈



ニホンカモシカ

《課題》

- ・山なみの景観と密接に関わる健全な山林の維持において、木材価格の低迷や担い手不足により林業経営に対する環境が厳しくなっており、保全していくことが難しくなっています。
- ・山間部での開発や土砂採取に伴い山容が変化し、美しい山林景観が損なわれているところも見受けられます。
- ・近年、樹木の更新が行われず、カシノナガキクイムシによる病原菌の伝播により「ナラ枯れ」が発生し、景観に支障をきたしているところも見受けられます。

②田園・里山地域

《特性》

- ・鈴鹿山脈からの野洲川・杣川水系沿い西部に平地が広がる東高西低の地勢と、南西部の信楽盆地が緑豊かな田園・里山を形成しています。
- ・市街地と森林の間には、豊かな平野部が広がっており、潤いのある癒しの景観を形成しています。
- ・田園で行われる四季の農作業も、里の風物詩として、重要な景観要素となっています。
- ・土山町頓宮、野上野地先では丘陵地に茶畑が広がり、信楽町上朝宮、下朝宮地先では山の斜面を利用した茶畑が、一面に広がる鮮やかな緑の風景を形成しています。



田園



里山

《課題》

- 農家人口が年々減少し、高齢化による担い手不足により十分に管理されていない農地や耕作放棄地が発生し、景観が損なわれている場所も見受けられます。
- 田園の景観や背景の里山と調和しない建築物や工作物、屋外広告物も見受けられます。

③河川・池沼

《特性》

- 鈴鹿山脈や信楽山地から延びる野洲川や杣川、大戸川等の主要河川及びその支流沿いは、親しみのある河川景観を形成し、市民の安らぎや憩いの場として親しまれています。
- 近年、青土ダム周辺や野洲川河川公園などは、オープンスペースが広がり市民のレクリエーションの場として親水性に富んだ河川整備が進められています。
- 大原貯水池や岩尾池、昭和池等の水辺空間は、四季を通じて自然景観が楽しめる地として市民から親しまれています。



杣川河川敷



青土ダム

《課題》

- 河川沿いの建築物や工作物、屋外広告物によって、視界の連続性がなくなり、山なみへの眺望や広がりのある河川景観が損なわれている場所が見受けられます。

(2) 歴史・文化の景観

① 歴史的な道筋

《特性》

- 古くから都と東国や伊勢を結ぶ交通の要衝として賑わいを見せた甲賀の地は、東海道をはじめとする多くの街道が通り、道筋や道標など往時の面影を残しています。
- 東海道の宿場町であった土山の街道沿いでは、土山本陣跡をはじめとする往時の面影を受け継いだ建築物や松並木が残り、歴史的な趣のあるまちなみを形成しています。
- 東海道の宿場町で水口城の城下町であった水口の街道沿いでは、現在も三筋のまちなみが残り、当時の風情を残しています。
- 斎王伝承地として知られる垂水斎王頓宮跡地先は、平安時代の斎王群行路の景観を今に伝えています。



東海道宿場町



斎王群行路

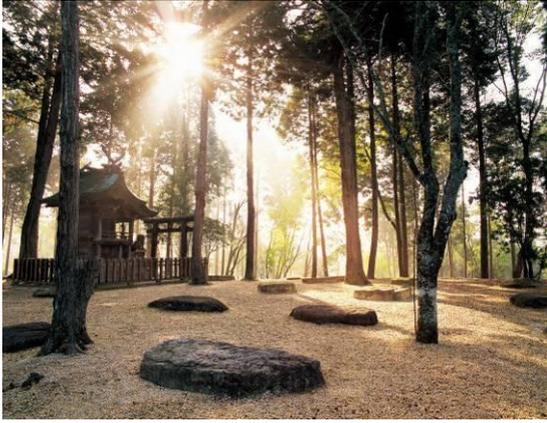
《課題》

- 街道沿いの町家等、生活の利便性の問題や維持管理の難しさから、日々失われる状況に直面しています。
- 歴史的なまちなみ保全に向けた地域の価値観が市民に共有されず、歴史的景観に対するデザイン上の配慮に欠いた建築物や屋外広告物等、種々の阻害要素も見受けられます。

② 紫香楽宮跡

《特性》

- 奈良時代の歴史書「続日本記」に聖武天皇の紫香楽宮の造営が記されており、一時期ではありますが、政治や宗教の歴史の舞台となった紫香楽宮跡は、現在、史跡に指定されています。
- 宮殿や寺院、官衙、道路、工房などの様々な遺構が良好に保存され、史跡周辺の地形や自然も良好な環境にあり、山河に彩られた古代の史跡景観を保っています。



紫香楽宮跡



宮町遺跡遠景

《課題》

- 史跡保護の見地から、開発等による視覚的な改変を避ける配慮および史跡が所在している盆地の空間的な広がりが重要な要素であり、史跡と自然の一体的な保全が求められています。
- 史跡周辺の山地の大部分は保安林や砂防指定地、県立自然公園の指定を受け保全され、また農地による土地利用が史跡の現状と地下の遺構や遺物を適切に保存してきた経緯があり、史跡の価値と生活環境が調和した景観形成が求められています。

③城館遺跡

《特性》

- 甲賀地方は隣の伊賀地方と並んで、中世城館の密集地帯で、その数は甲賀市内で204箇所を数え、県内の城の18%が甲賀地方に集中しています。
- 城は決して大きなものではなく、1辺50mほどの土塁で囲み、堀を設けた館城で、杣川の左岸域、杣庄と呼ばれた地域に多く分布し、中世の遺跡景観を今に残しています。
- 水口の中心部にある水口岡山城跡の古城山は、水口のランドマークとなっています。



望月城跡



城館遺跡群

《課題》

- 遺跡保護の見地から、開発等による視覚的な改変を避ける配慮および遺跡が所在している平野の空間的な広がりが重要な要素であり、遺跡と自然の一体的な保全が求められています。
- 遺跡周辺は森林として管理され、周辺の農地や集落と一体となって、中世の地形や遺構を適切に保存してきた経緯があり、遺跡の価値と生活環境が調和した形での景観形成が求められています。

④伝統産業の地域

《特性》

- ・日本六古窯のひとつ信楽焼。伝統的な技術によって支え伝えられ、多くの窯元が集まる信楽町長野地区は、窯元や工房と住宅地が一体となった「陶芸のまち」を形成しています。
- ・窯元散策路を巡ると、窯元や工房とともに陶器店やギャラリー・クラフトショップが点在し、気品あふれる焼き物の香りを漂わせる「陶芸のまち」の風景を作り出しています。



登り窯



窯元

《課題》

- ・伝統産業と住宅地が一体となったまちなみ景観が重要な要素であり、窯元散策路をはじめ建築物の形態等、「陶芸のまち」として調和のとれたまちなみの適正な保全が求められています。
- ・「陶芸のまち」の保全に向けた地域の価値観が市民に共有されず、伝統産業のまちなみ景観に対するデザイン上の配慮に欠いた建築物や屋外広告物等、種々の阻害要素も見受けられます。

⑤伝統的まちなみの地域

《特性》

- ・甲賀の薬業は、甲賀修験者が全国を巡回して神符を配礼した際に、修験者自らが調合した薬を諸国の病に苦しむ人々に施したことが起源と伝えられています。
- ・甲賀町和田、滝地区周辺は、江戸時代末期、農閑期の副業として売薬業を営み、次いで行商に、いわゆる対話型訪問販売に発展し、家庭医薬品の製造、販売を行う甲賀薬業発祥の地域といわれており、薬業で財を成した屋敷が今も軒を連ね、往時の景観を残しています。
- ・甲賀忍者発祥の地という言い伝えもあり、武家の様式を残した屋敷や忍家の遺構が現存しています。



行商屋敷群



武家屋敷

《課 題》

- 生活の利便性の問題や維持管理の難しさから、当時の面影が残るまちなみが日々失われる状況に直面しています。
- 伝統的なまちなみ保全に向けた地域の価値観が市民に共有されず、歴史的景観に対するデザイン上の配慮に欠いた建築物等、種々の阻害要素も見受けられます。

(3) 市街地・集落の景観

①住宅地

《特性》

- ・地域の歴史や特性により、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町それぞれ独自の住宅地が形成されています。
- ・宿場町や城下町から発展した水口町・土山町地域、街道沿いや新市街地から開発された甲賀町・甲南町地域、陶芸のまちを中心に発達した信楽町地域、それぞれの地域の風土や営みから住宅地が広がり現在の市街地を形成しています。
- ・郊外各地に住宅団地が開発され、戸建住宅が建ち並び、整然とした区画地に統一感のあるまちなみを形成しています。



市街地



住宅団地

《課題》

- ・市街地では、建物の更新に伴う敷地の細分化や植栽の喪失によって、まちなみ景観の統一感が失われているところが見受けられます。
- ・居住者の流出等で十分に管理されていない空き家生まれ、まちなみ景観を阻害する一因となっています。
- ・建物の更新期を迎え、周辺環境から突出した意匠、色彩の建物も見られ、良好なまちなみ形成のルールづくり等が求められています。
- ・戸建住宅のデザインも色彩も多様化しています。

②集落

《特性》

- ・鈴鹿山脈や信楽山地などの美しい山々を背景に、野洲川や杣川、大戸川などの河川およびその支流沿いに緑豊かな田園や里山が広がり、神社仏閣や鎮守の森を中心とした集落が点在し、潤いと安らぎのある景観を形成しています。
- ・それぞれの集落で神社仏閣や風土が色濃く映し出された祭り等、人々の営みに支えられた独自の歴史や文化が引き継がれ、また落ち着いた瓦葺きのまちなみが、趣のある景観を形成しています。



農村集落



農村集落

《課題》

- ・生活様式の変遷により、建築物の形態等が変化し、瓦葺き等の一様な美しいまちなみを形成することが難しくなっています。
- ・背景となる田園や里山と調和しない建築物や工作物、屋外広告物が見受けられます。

③商業地

《特性》

- ・国道1号や国道307号等の主要な幹線道路に恵まれており、主に市街地の幹線道路沿いを中心に駐車場を有したロードサイド型の店舗が商業地を形成しています。
- ・主要な交通手段が自家用車であることから、幹線道路沿いに複合型の大型ショッピングモールから小さくはコンビニエンス・ストアや飲食店まで様々な店舗が立地され、賑わいのあるまちなみを形成しています。



大規模店舗型商業地



沿道型商業地

《課題》

- ・商業施設の規模に比べ、巨大で様々な色彩の屋外広告物が景観に配慮を欠いた印象を与え、背後となる周辺地域への眺望を阻害している場所も見受けられます。
- ・大型ショッピングモール等の大規模な施設については、周辺環境への影響が大きく、緑化とともに周辺環境への調和に配慮した景観形成が求められています。

④工業地

《特 性》

- 甲賀市には、水口工業団地をはじめ、近江水口テクノパークや甲南フロンティアパークなど、市内の各地に利便性の良さを活かした工業団地が整備されています。
- 計画的に開発された複数の工業団地では、敷地周囲やアクセス道路の歩道、法面などに緑化が施されており、周囲の自然景観と調和した工業地景観が形成されています。



近江水口テクノパーク



工業団地

《課 題》

- 周辺環境に配慮し、建築物の適切な配置や工場敷地周囲および法面の緑化が求められています。
- 大規模な工場については、周辺環境への影響が大きく、緑化とともに山並みや田園などの周辺景観との調和に配慮が求められています。

(4) 道路軸・鉄道軸の景観

① 幹線道路沿い

《特性》

- 国道1号や国道307号、主要地方道草津伊賀線等の広域的な幹線道路は交通量も多く、都市間を結ぶ主要な交通軸となっています。
- 幹線道路は東西あるいは南北に山林や田園空間を縦貫し、市街地では沿道型の商業・サービス施設の立地が増加しています。



国道1号



国道1号

《課題》

- 地域の環境、道路沿いの山林景観・田園景観・市街地景観等に配慮した秩序ある沿道景観の形成が求められています。
- 一部の区間では、道路幅員が狭く、緑の少ない沿道景観となっています。
- 沿道施設の規模に比べ巨大で様々な色彩の屋外広告物など、雑然とした印象を与え、背後となる周辺地域への眺望を阻害している場所も見受けられます。
- 資材置き場など周辺環境への美観的配慮に欠いた場所も見受けられます。

② 鉄道沿い

《特性》

- 鉄道の車窓からの眺めは多くの人の目に触れるもので、沿線の景観がまちのイメージと結びついています。
- 鉄道沿いからは、列車を含めた動きある風景が眺められ、沿線と調和した美しい眺めの場所もあり、印象的な景観を形成しています。
- 市内ではJR草津線・信楽高原鐵道・近江鐵道の3つの鉄道が走り、美しいまちなみの市街地景観や、田園景観から遠くは鈴鹿山系や信楽山地の山なみなど四季折々の自然景観と出逢うことができます。



車窓景観（信楽高原鐵道）



沿線景観（JR草津線）

《課 題》

- 四季折々、訪れる人に感動を与える美しい車窓景観から、地域の自然や特性が見直されてきています。
- 車窓を通して見ることができる魅力ある車窓景観を妨げるような建築物や屋外広告物などが見受けられます。
- 鉄道施設については、架線・高架橋など乱雑に見えないように配慮することが求められています。

(5) まちの拠点・核となる景観

①新名神インターチェンジ周辺

《特性》

- ・近畿圏と中部圏を結ぶ新名神高速道路、21世紀の産業・経済・文化が行き交う甲賀市の新しい「出会い」の道となり、市内3箇所にインターチェンジが整備され、まちの新しい玄関口となっています。
- ・たくさんの人や物、情報が往来し、限りない可能性をもつインターチェンジ周辺は、新しいまちづくりの拠点として期待されています。



信楽IC



甲南IC周辺

《課題》

- ・インターチェンジ周辺の美しい自然景観や田園景観に配慮するとともに、市の玄関口として秩序ある沿道景観形成が求められています。
- ・看板が乱立した状況を避けるため、情報が集約されたわかりやすい観光案内板を設置するなど、交流拠点としての機能も求められています。

②駅前周辺

《特性》

- ・JRや信楽高原鐵道、近江鐵道の駅前周辺は、様々な人が往来するにぎわいの空間が形成され、地域の玄関口となっています。
- ・貴生川駅や甲賀駅、寺庄駅の周辺では区画整理事業やまちづくり交付金事業により都市拠点としての整備が進められ、信楽駅や油日駅では地域の特性を活かしデザインされた趣のある地域景観を形成しています。



貴生川駅前



油日駅

《課題》

- 地域の活性化および地域の玄関口として、都市機能の向上とともに、地域の特性に応じた質の高い環境の維持・整備が求められています。
- 人が集う場として、緑化等による潤いのある空間の形成や、賑わいが感じられるまちなみを創り出すことが必要です。

③公共施設周辺

《特性》

- 市内には、都市拠点となる市庁舎や文化施設、都市公園施設、教育施設など、市民が集う公共施設が旧町域ごとに点在し、公共空間として地域一帯の都市景観を形成しています。
- まちの顔となる都市拠点周辺の秩序ある景観形成や、地域の賑わいが感じられる魅力的な文化施設、緑豊かな公園施設、地域景観と一体となった教育施設など、地域の自然や特性を活かし趣のある地域景観を形成しています。



市民ホール



国民宿舎



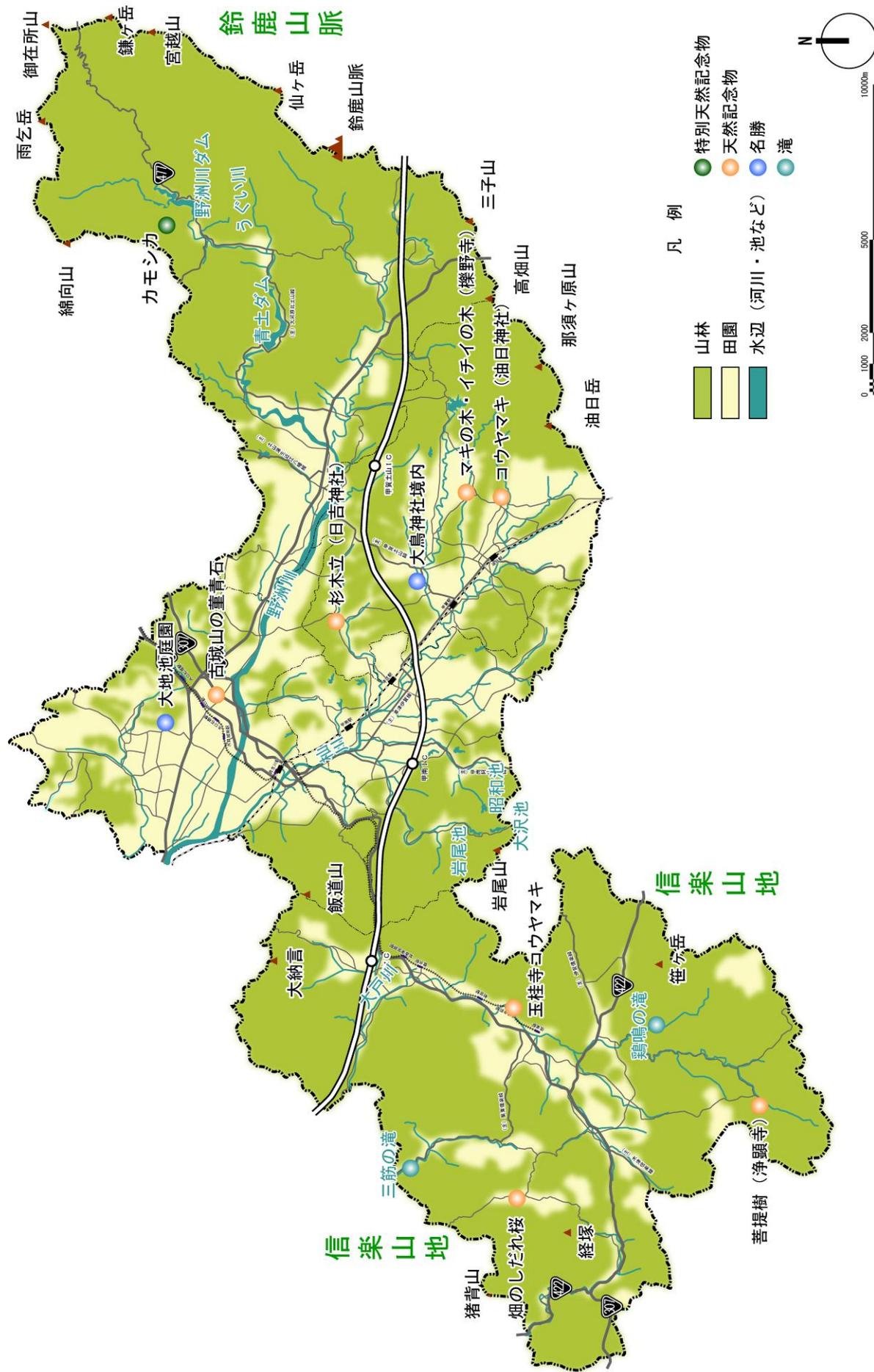
都市機能集積地



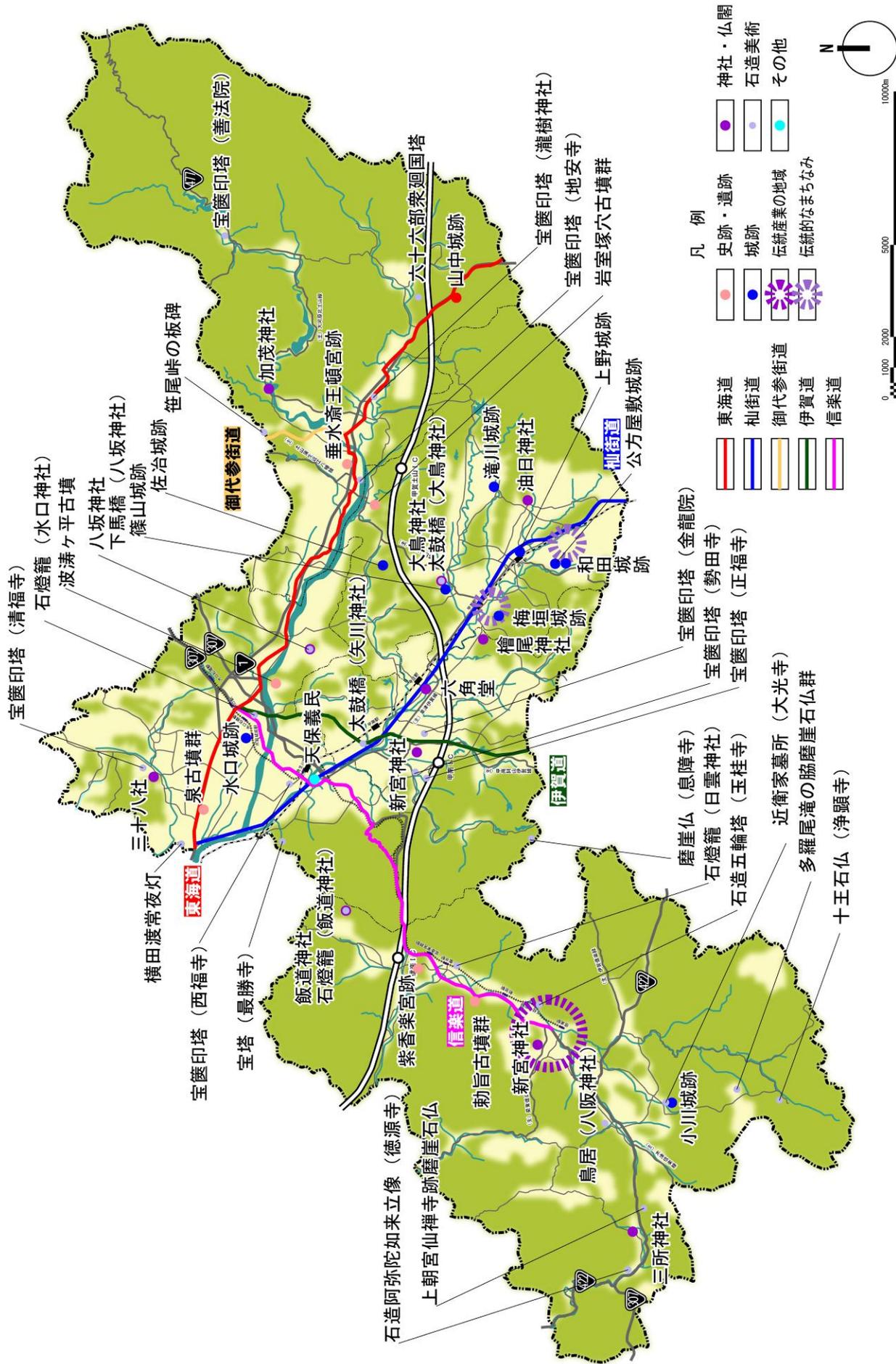
鹿深夢の森

《課 題》

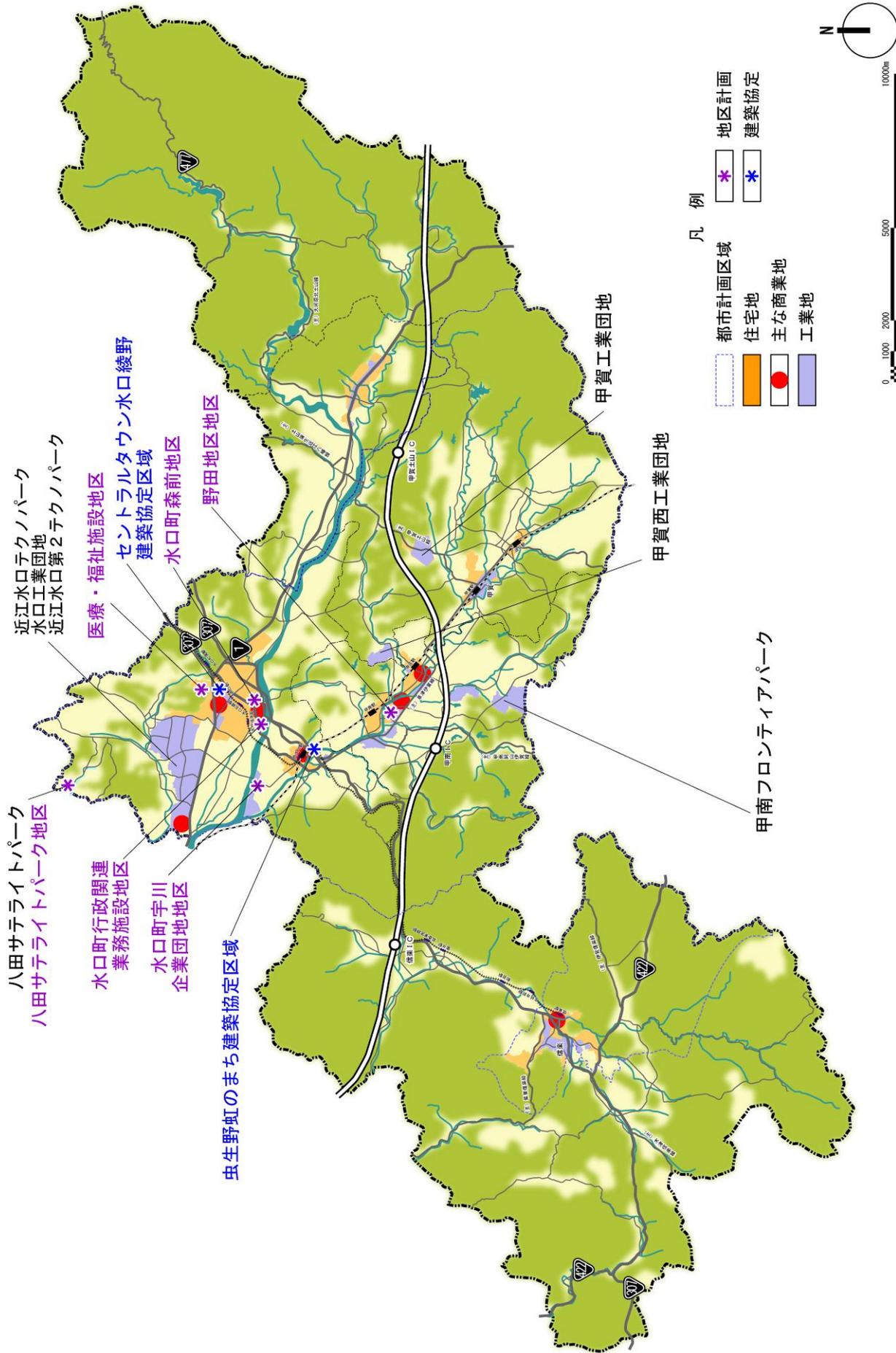
- 都市拠点となる市庁舎および地域市民センター周辺は、周辺のまちなみとつながりのある景観形成が求められています。
- 文化施設や教育施設、都市公園施設等は、地域の文化性に配慮し、周辺景観との調和が必要です。
- 公的な機関が整備、維持管理する道路、河川、公園などの土木施設、公共建築物等について、地域の景観に調和するとともに民間の開発や建築行為のモデルとなるよう、景観行政推進の役割が求められています。



景観類型別分布図—自然的景観



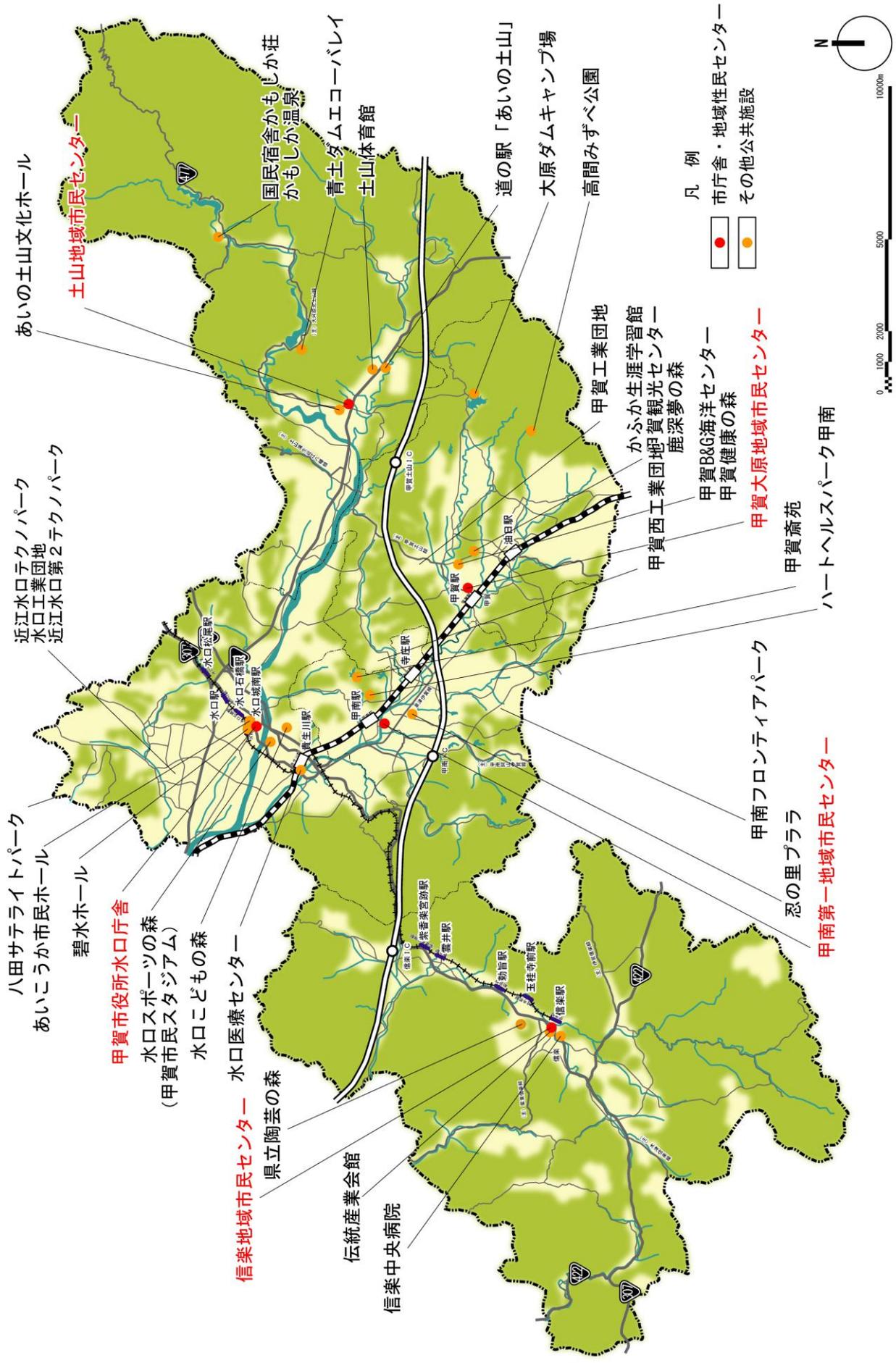
景観類型別分布図一歴史・文化の景観



景観類型別分布図—市街地・集落の景観



景観類型別分布図―道路軸・鉄道軸の景観



景観類型別分布図—まちの拠点・核となる景観

第5章 景観形成の目標と方針

甲賀市の景観について、これまでの取組みや現状、地域の特性、課題等を整理し、明らかにしました。これらを踏まえて、景観形成の指針となる基本理念及び目標、方針を示し、甲賀市における良好な景観の形成を推進します。

1. 景観まちづくりの理念

甲賀市は、鈴鹿山脈や信楽山地などの美しい山々を背景に、野洲川や杣川などの河川に緑豊かな田園や里山が広がり、神社仏閣や鎮守の森を中心とした集落や、街道沿いの歴史的なまちなみなど、自然とそこに暮らす人々の長い歴史の営みによって、潤いと安らぎのある景観が形づくられています。また、都市計画制度等の活用やまちづくり事業により、国道1号などの沿道や住宅地など、市街地の景観が新たに形成されています。

私たちは、美しい山河と豊かな田園・里山の自然を守り、長い歴史の中で培われた文化やまちなみを大切に、子どもや若者が生き生きと育つ、人の豊かな営みを感じられる活力あるまちを次代に継承するため、次のとおり景観まちづくりの理念を定めます。

「景観まちづくりの理念」

『水 緑 まちなみが織りなす 新たな景観を創造するまち あい甲賀』

2. 基本目標

「水 緑 まちなみが織りなす 新たな景観を創造するまち あい甲賀」を実現するため、景観まちづくりの基本目標を次の通り設定します。

①水と緑が織りなす自然環境の保全

鈴鹿山脈や信楽山地、飯道山などの山なみ、田園や里山、野洲川や杣川、池等の水辺の織りなす自然景観は、四季を通して生活の中で身近に感じることができる安らぎと潤いの空間です。これらの自然景観は、甲賀市の景観の骨格を成す基本的な要素のひとつです。また、歴史や伝説に登場する由緒ある景勝地もあり、心の原風景として、また甲賀市をイメージするうえでも極めて重要な要素です。

わたしたちは、これらの水と緑が織りなす豊かな自然環境を大切に保全し、次代につなぎます。



田園・里山（畑しだれ桜）



自然景観（大原貯水池）

②悠久の歴史・文化の薫る景観の継承

甲賀市は古来、都と東国を結ぶ交通の要衝として繁栄し、東海道のまちなみや城跡群、紫香楽宮跡など、それぞれの時代において積み重ねられた歴史的な景観や、祭りなどの地域の伝統文化を伝える文化的な景観が豊富に存在し、心の原風景となっています。

わたしたちは、それぞれの地域の成り立ちを理解するとともに、人々の営みに支えられた歴史的・文化的な遺産を大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら、これらの歴史・文化の景観を次代に継承していきます。



東海道土山宿



瀧樹神社ケンケト踊り

③地域の特性を生かした美しいまちなみの創造

景観は、人々の営みとともにある環境の表れです。景観を通して、地域の魅力を再発見するとともに、その魅力を活かし、地域の価値をより高めることが、質の高い魅力あふれる環境を形成し、活力創出につながります。

緑豊かな落ち着いた住宅地や心和ませる農村集落、多くの人でにぎわい活気あふれる商業地や力強い活力を感じさせる工業地等、それぞれの魅力を高め活かすことで、住民が自分たちの地域に誇りを感じる美しい都市景観を創造します。



農村集落



商業地

④心の豊かさを実感できる住民主体のまちづくり

成熟期を迎えた甲賀市では、これまでの拡大志向や効率性を追求するまちづくりから、甲賀市に住んでよかった、来てよかったと思えるような身近な生活空間の質的向上、市民が心の豊かさを実感できる景観のまちづくりが求められています。

身近な暮らしの空間におけるまちなみ整備や緑化の推進から、住民主体の景観協定の取組みなど、地域ぐるみの活動へと広げ、良好な景観形成をきっかけとしたまちづくりを通じて、住みたい、住み続けたい、訪れたいまちとしての魅力を高める、郷土への誇りと愛着、そして心の豊かさを実感できる景観まちづくりを推進します。



公園清掃活動



自然とのふれあい

3. 類型別の景観形成の方針

景観まちづくりの理念から自然、歴史・文化、地域づくり及び住民主体のまちづくりから基本目標を設定しました。基本目標を達成するために、類型別に景観形成の方針と施策を次のとおり設定します。

□自然的景観

わたしたちは、「山なみ」「田園・里山」「河川・池沼」に視点をおいて、水と緑が織りなす豊かな自然環境を守り育てるまちづくりを推進します。

《視 点》

- ・ 山、川、田んぼ、里山、集落等、心の原風景となる景観の保全
- ・ 山なみ、田園・里山、河川・池沼を視点とした景観まちづくり

<p>1. 山林地域</p> <p>鈴鹿山脈 信楽山地 飯道山 油日岳 他</p>	<p>《方 針》</p> <p>①山なみの景観保全 ②山林の健全な保全・育成</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①市街地の背景となる山なみの維持・保全に努める。 ②林業施策と連携して、林業の担い手づくりや森林保全活動を行う市民組織・事業者との協働及び支援により、山林の健全な保全、育成を推進する。 ③山間部等での公共施設等の整備は、景観に配慮したものとする。 ④山際や山間のまちなみは、周辺景観と調和した形態、材質、色彩等は落ち着いたものとする。</p>	 <p>鈴鹿山系（油日岳・那須ヶ原山）</p>  <p>信楽山地（東山）</p>
--	---	---

<p>2. 田園・里山地域</p>	<p>《方針》</p> <p>①まとまりのある田園・里山の保全・活用 ②田園と調和した景観の保全</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①田園・里山・集落が織りなす穏やかな風景を大切にし、まとまった農地および身近な里山を一体的に保全する。 ②農業施策と連携して、農業の担い手づくりや田園・里山の保全活動を行う市民組織との協働及び支援により、健全な田園の維持、活用を推進する。 ③屋外広告物や工作物は、田園・里山景観を阻害しないものとする。 ④田園景観と調和したまちなみを保全し、建築物の形態、材質、色彩等は落ち着いたものとする。</p>	 <p>田園風景</p>  <p>里山風景</p>
<p>3. 河川・池沼</p> <p>野洲川 杣川 大戸川 信楽川 および支流 池沼</p>	<p>《方針》</p> <p>①広がりのある河川景観の保全 ②市民が親しみやすい水辺空間の形成</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①治水・利水機能のほか、景観や親水性に配慮した河川整備を推進する。 ②周辺の建築物や工作物・屋外広告物は開放感のある河川空間に配慮し、連続性や広がりのある河川景観の保全に努める。 ③自然護岸や河辺林、水辺の生態系等の保全に努め、地域景観との調和を図る。 ④自然再生型の護岸や散策路などの整備により、市民が親しみやすい水辺空間を形成する。</p>	 <p>うぐい川</p>  <p>野洲川河川敷</p>

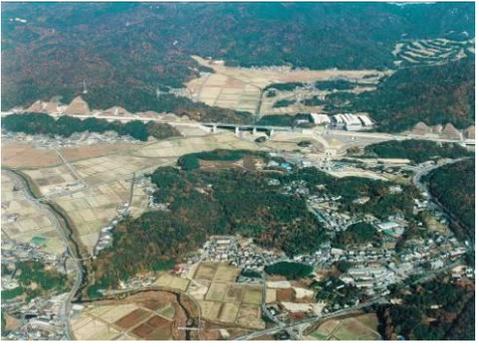
□歴史・文化景観

わたしたちは、歴史的・文化的な遺産を大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら、次代に継承します。

《視 点》

- ・歴史街道や城下町、宿場町の伝統的なまちなみに配慮したまちづくり
- ・史跡や城跡の景観に配慮したまちづくり
- ・伝統産業が生きづくまちなみ

<p>1. 歴史的な道筋</p> <p>東海道 杣街道 伊勢道 信楽道 御代参街道 他</p>	<p>《方 針》</p> <p>①歴史的建築物の適正な維持・保全 ②歴史的な道筋の趣を残すまちなみの保全</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①歴史の面影を残すまちなみの景観重要建造物への指定、保全方策の検討を推進する。 ②歴史的な道筋を大切にし、城下町、宿場町の面影が感じられる趣のある道路空間の整備や電線類の地中化等に努める。 ③建築物や工作物、屋外広告物など歴史的まちなみに配慮したものとする。 ④歴史的なまちなみと調和するよう、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。</p>	 <p>東海道宿場町</p>  <p>杣街道六角堂前</p>
<p>2. 紫香楽宮跡</p> <p>紫香楽宮跡 宮町遺跡</p>	<p>《方 針》</p> <p>①史跡の適正な維持・保全 ②背景となる山なみを含めた史跡空間の保全</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①史跡周辺の森林や田園も含め地域全体に及ぶ史跡景観の保全に努める。</p>	 <p>紫香楽宮跡</p>

	<p>②地域での意識の高まりに応じた史跡環境の一体的な保全と散策路等の整備を推進する。</p> <p>③建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料など史跡景観に馴染むものとする。</p> <p>④史跡景観と調和するよう、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。</p>	 <p>紫香楽宮跡周辺</p>
--	---	---

<p>3. 城館遺跡</p> <p>水口岡山城跡 甲南町新治 杉谷 他</p>	<p>《方針》</p> <p>①城館遺跡の適正な維持・保全</p> <p>②周辺の田園・集落を含めた遺跡景観の保全</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①中世の地形をそのままに伝える遺跡景観の保全に努める。</p> <p>②遺跡に隣接するまちなみの形態、材質、色彩等は、落ち着いたものとする。</p> <p>③遺跡周辺の屋外広告物、工作物は、遺跡景観に馴染むものとする。</p> <p>④遺跡景観と調和するよう、地域が主体となった隣接するまちなみや田園の維持等のルールづくりが進められるよう支援する。</p>	 <p>水口岡山城跡</p>  <p>甲南町新治、杉谷周辺</p>
--	---	--

<p>4. 伝統産業の地域</p> <p>信楽町長野</p>	<p>《方針》</p> <p>①伝統産業のまちなみの適正な維持・保全</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①「陶芸のまち」信楽の職住一体となった窯元や工房の伝統産業のまちなみを保全する。</p> <p>②窯元散策路等、信楽焼の営みを感じられる趣のある道路空間の整備に努める。</p> <p>③建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料など伝統産業のまちなみに馴染むものとする。</p> <p>④伝統産業のまちなみを大切にするため、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。</p>	 <p>陶都のまちなみ</p>  <p>登り窯</p>
---------------------------------------	---	---

<p>5. 伝統的なまちなみの地域</p> <p>甲賀町和田 滝 他</p>	<p>《方針》</p> <p>①伝統的なまちなみの適正な維持・保全</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①行商屋敷群や武家屋敷など、往時の面影を残すまちなみの景観重要建造物への指定、保全方策の検討を推進する。</p> <p>③建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料など伝統的なまちなみに馴染むものとする。</p> <p>④伝統的なまちなみを大切にするため、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。</p>	 <p>行商屋敷群</p>  <p>武家屋敷</p>
---	--	--

□市街地・集落景観

地域の魅力を再発見するとともに、その魅力を活かし、住民が自分たちの地域に愛着と誇りを感じる市街地及び集落の景観を創造します。

《視 点》

- ・ 緑豊かな賑わいのある住みよいまちづくり
- ・ 地域の統一感のある落ち着いたまちなみの形成

<p>1. 住宅地</p> <p>市街地 住宅団地</p>	<p>《方 針》</p> <p>① 緑豊かな潤いのある住環境のまちづくり ② 地域の統一感のあるまちなみ形成</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>① 自然環境に配慮し、地域の特性を生かした建築物の形態、色彩、材料に配慮する。 ② 塀や垣の高さ・材料・植え込みの樹種を揃えるなど、まちなみの統一に努める。 ④ 地域ごとの美しいまちなみを形成するため、地域が主体となった景観ルールづくりが進められるよう支援する。 ⑤ 新たな開発地域における建築協定や道路空間の美装化等、景観への配慮・誘導を行う。</p>	 <p>建築協定による住宅地</p>  <p>市街地</p>
<p>2. 集落</p> <p>農村集落 山村集落</p>	<p>《方 針》</p> <p>① 緑豊かな広がりのある集落の形成 ② 人々の営みに支えられた歴史・文化景観の継承</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>① 集落周辺の田園を保全するとともに、緑豊かな広がりのある集落のまちなみを大切にする。 ② 神社仏閣や祭り等、人々の営みに支えられた歴史・文化の景観を継承する。 ③ 建築物、工作物、屋外広告物等は、地域の環境に馴染むものとする。</p>	 <p>集落風景</p>

	<p>④地域の環境や景観を著しく損なう廃品置き場等の土地利用は控える。</p> <p>⑤地域ごとの特徴あるまちなみを維持するため、地域が主体となった景観ルールづくりが進められるよう支援する。</p> <p>⑥山際や山間の集落のまちなみは、背景となる山林景観と調和したものとする。</p>	 <p>油日神社奴振</p>
--	---	---

<p>3. 商業地</p>	<p>《方針》</p> <p>①賑わいのあるまちなみの形成</p> <p>②質の高い商業空間と多様な交流の場の創出</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①地域の環境、周辺景観との調和に配慮し、秩序あるまちなみ景観を形成する。</p> <p>②駐車場や樹林帯等の設置により、道路沿いの広がりのあるオープンスペースの創出を誘導する。</p> <p>③屋外広告物は周辺に圧迫感やけばけばしい印象を与えるものは避け、まちなみの美しさを創出する質の高いものとする。</p> <p>④周囲の景観に影響を与える大規模店舗は、高さや色彩に配慮し、イメージ向上につながる明るいデザインとする。</p> <p>⑤多くの人が集まる施設として、美しく賑わいのある質の高い商業空間の創出を推進する。</p>	 <p>商業地</p>  <p>商業地</p>
----------------------	---	--

<p>4. 工業地</p> <p>水口工業団地 近江水口 テクノパーク 第2近江水口 テクノパーク 甲南フロン ティアパーク 甲賀工業団地 他</p>	<p>《方針》</p> <p>①環境に配慮した緑豊かな工業地の形成</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①周辺環境に配慮した工場の誘致や、工場敷地周囲および法面の緑化により、緑豊かな景観まちづくりを推進する。</p> <p>②建築物・工作物のデザインや形態は、景観に配慮するよう誘導する。</p> <p>③周囲の景観に影響を与える大規模な工場は、高さや色彩に配慮し、周辺に与える圧迫感等の軽減に努める。</p> <p>④山なみや田園などの周辺景観との調和に配慮した工業地の形成を推進する。</p>	 <p>近江水口テクノパーク</p>  <p>第2近江水口テクノパーク</p>
--	---	---

□道路軸・鉄道軸の景観

地域の特性を生かした沿道景観や車窓景観を大切にしたい景観まちづくりを推進します。

《視 点》

- ・ 地域の特性を生かした沿道景観の形成
- ・ 道路景観・車窓景観に配慮した建築物・屋外広告物の誘導

<p>1. 幹線道路沿い</p> <p>国道1号沿い 国道307号沿い 主要地方道草津伊賀線沿い 他</p>	<p>《方 針》</p> <p>①地域景観と調和した沿道景観の形成 ②秩序ある沿道景観の形成と広がりのある道路空間の創出</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①地域の環境、道路沿いの山林景観・田園景観・市街地景観等との調和に配慮し、秩序ある沿道景観を形成する。 ②駐車場や樹林帯等の設置により道路からできるだけ後退するなど、道路沿いのオープンスペースの創出を促し、広がりのある道路空間の創出を誘導する。 ③屋外広告物は、道路空間と調和の取れたデザインとし、規制・誘導を図る。 ④道路沿いで行われる開発は、沿道景観に配慮した修景や敷地周辺の緑化等の誘導を図る。 ⑤沿道の景観を著しく損なう資材置き場等の土地利用は、景観形成への取組みを指導する。 ⑥道路は市民が最もよく利用する公共施設であることから、今後の維持・整備には従来の道路機能やバリアフリーに加え、景観に配慮する。</p>	 <p style="text-align: center;">国道1号沿い</p>  <p style="text-align: center;">国道307号沿い</p>
---	--	--

<p>2. 鉄道沿い</p> <p>JR草津線 信楽高原鐵道 近江鐵道 沿い</p>	<p>《方針》</p> <p>①車窓から見える自然景観の確保</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①屋外広告物や屋上看板等の設置は、魅力ある車窓景観を妨げないよう誘導を図る。</p> <p>②沿線の建築物等は、背景となる山なみや田園への眺望に配慮したものとする。</p> <p>③鉄道施設は、景観に配慮したものとする。</p>	 <p>車窓景観（近江鐵道）</p>  <p>沿線景観（JR草津線）</p>
---	--	--

□まちの拠点・核となる景観

まちの玄関口や顔となる市民・人々の交流の拠点施設及びその周辺の整備において、発信性のある個性的で魅力ある景観まちづくりを推進します。

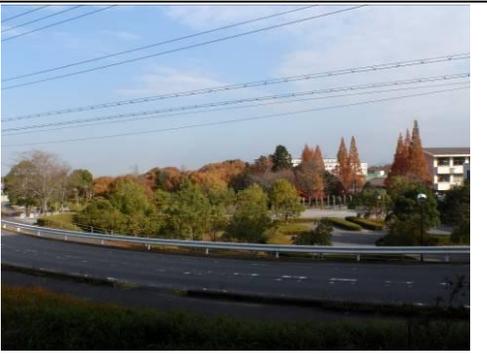
《視 点》

- ・ まちの玄関口、まちの顔となる発信性のあるまちづくり
- ・ 交流と賑わいのある都市空間の創造

<p>1. 新名神 I C 周辺</p> <p>甲賀・土山 I C 甲南 I C 信楽 I C</p>	<p>《方 針》</p> <p>①新名神 I C 周辺の秩序ある景観の形成</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①周辺の美しい自然景観や田園景観に配慮するとともに、市の玄関口として秩序ある景観形成を図る。</p> <p>②建築物・工作物・屋外広告物等は、その配置や形態、意匠、色彩等について、周辺景観との調和を図る。</p> <p>③屋外広告物の乱立を避けるため、情報が集約されたわかりやすい観光案内板を設置するなどの誘導を図る。</p> <p>④周辺で行われる開発は、景観に配慮した修景や敷地周辺の緑化等の誘導を図る。</p>	 <p>甲南 I C 周辺</p>  <p>信楽 I C 周辺</p>
<p>2. 駅前周辺</p> <p>JR 貴生川駅 甲南駅 寺庄駅 甲賀駅 油日駅 信楽高原鐵道 信楽駅 周辺 他</p>	<p>《方 針》</p> <p>①地域の玄関口にふさわしい都市空間の形成</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①駅前広場や道路は、人が集う場として利用されることから、緑化等による潤いのある空間を形成する。</p> <p>②建築物や屋外広告物等は、地域資源と連携して、まちの雰囲気演出する意匠、色彩とする。</p>	 <p>JR 貴生川駅</p>

	<p>③屋外広告物は建築物と一体感のあるものとし、まちなみの美しさや楽しさを創り出す質の高いデザインとする。</p> <p>④駅周辺での放置自転車やはみだし看板等に対して、指導や啓発活動等により秩序ある公共空間の利用を誘導する。</p> <p>⑤地域の玄関口および地域の活性化の役割から、都市機能の向上とともに質の高い環境の維持・整備を図る。</p>	 <p style="text-align: center;">駅前周辺</p>
--	---	--

<p>3. 公共施設 周辺</p> <p>市庁舎・地域市民センター周辺 教育・文化施設周辺 都市公園施設周辺 他</p>	<p>《方針》</p> <p>①地域の景観や文化性に配慮した公共空間の創出</p> <p>②景観形成の先導的役割となる公共施設の良質化</p> <p>《取り組むべき施策》</p> <p>①公共施設周辺は緑化を推進するとともに、周辺との統一感に配慮し、つながりのある景観形成を図る。</p> <p>②公共建築物は、地域の文化性に配慮し、明るいデザインや高さ、色彩等、周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>③屋外広告物は、周囲の景観と調和した統一感のあるものとする。</p> <p>④道路に面する公共建築物の敷地前面は、できる限りセットバックし、公共空間の創造に配慮する。</p> <p>⑤道路や河川等の公共施設は、地域景観に配慮した整備を推進する。</p> <p>⑥景観に配慮した公共施設の良質化を図るため、公共建築物・土木施設の景観形成ガイドラインの作成を検討する。</p>	 <p style="text-align: center;">市役所水口庁舎周辺</p>  <p style="text-align: center;">市民ホール周辺</p>  <p style="text-align: center;">都市公園周辺</p>
---	--	---

		 <p data-bbox="1129 517 1262 548">教育施設周辺</p>
--	--	--

4. 景観形成地区の指定

甲賀市には自然的景観や歴史的景観、伝統的景観のほか、地域の特性に基づく景観、道路軸・鉄道軸の景観、まちの拠点・核となる景観があり、今後特に良好な景観形成を図っていく上で重点的に取り組む必要があると思われる地域、あるいは以前から取り組んでおられる地域、風土や歴史・文化に大きな誇りを持ち愛着が高いと思われる地域が見受けられます。

これらの地域は「景観形成候補地区」と位置づけ、地域住民との意志疎通を図りながら「景観形成地区」の指定に向けた働きかけを行います。市民の景観形成活動を誘導し、景観意識や機運の醸成が図られた時点で、「景観形成地区」としての指定を行い、地域の魅力や特性を活かした景観形成を推進していきます。

なお、滋賀県の景観計画において「沿道景観形成地区」「河川景観形成地区」に位置づけられ、滋賀県全体としての広域的景観形成が必要な道路軸・河川軸については、基本的に滋賀県の景観計画を踏襲します。

(1) 景観形成（候補）地区への指定が考えられる地区

下記の6項目の景観要素から景観形成（候補）地区指定への取組みを進めます。

- a. 自然的資源に恵まれた良好な景観が形成されている地区
（例）野洲川・杣川及びその支流、鈴鹿山脈、信楽山地 他
- b. 歴史的・文化的な趣のある景観が形成されている地区
（例）東海道士山宿、紫香楽宮跡周辺、農村集落 他
- c. 地域の核となり、市のイメージを向上するシンボル性の高い地区
（例）桜や茶園、登り窯や曳山等のある地区 他
- d. 新たな景観が創出されていく地区
（例）住宅団地、工業団地 他
- e. 市民に愛され親しまれている地区
（例）教育施設周辺、神社仏閣周辺 他
- f. その他、良好な景観を形成する必要がある地区
（例）新名神インターチェンジ周辺 他

(2) 景観形成候補地区への取組み

- ・景観形成地区の指定に向けて、景観に対する機運の醸成が図られるよう、市民と協働で景観まちづくりを推進します。
- ・景観形成地区の指定に向けて、地区固有の景観形成資源について、住民の認識を深め、その価値を共有するため、普及・啓発に取り組めます。

(3) 景観形成地区への取組み

- ・景観形成地区の特性を活かした景観まちづくりを推進します。
- ・建築物や屋外広告物等について、地域の特性に合った、よりきめ細かな規制・誘導を行います。
- ・景観形成地区の指定にあたっては、市広報・ホームページ等で周知を図り、良好な景観形成に向けて啓発を行います。

□ 甲賀市の景観まちづくりの理念・基本目標と景観特性・課題

《甲賀市総合計画》

◎ まちの将来像 「人 自然 輝きつづける あい甲賀」

◎ まちの空間づくりの基本方針

- 豊かな自然環境をまもり、その恵みが感じられる暮らしの空間を創造します
- 新名神高速道路を活かし、各地域を効果的に結びつけるネットワークを確立し、交流と連携を促進します
- 地域の立地特性と資源を活かした特色ある産業活動や、市民・来訪者の賑わいを生み出します

◎ まちづくりの目標

- 目標 1 生活の安心感をみんなで育てる
- 目標 2 自然環境を大切に、暮らしの豊かさにつなぐ
- 目標 3 安全で快適な生活の基盤を整え、まちの活力を高める
- 目標 4 地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす
- 目標 5 たくましく心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

《甲賀市都市計画マスタープラン》

◎ 都市景観形成の方針

- i 都市拠点等における賑わいを感じる都市空間の形成
- ii 幹線道路沿線の秩序ある景観形成
- iii 旧街道沿いや文化財周辺の歴史的景観の保全、再生
- iv 郷土の心地よい田園景観の保全
- v やすらぎを感じる住宅地景観の形成
- vi インターチェンジ周辺における心地よい郷土景観の保全
- vii 景観計画策定の検討

□ 社会的背景

- 成熟社会の中での意識の変化
- 質的充足への転換、地域の特性や魅力の再認識、生活環境の保全等
- 法制度の充実

美しい国づくり政策大綱、景観法の制定

□ 甲賀市の成り立ち

- 地形的特色・自然
- 鈴鹿山脈、信楽山地の山なみ、野洲川、柳川の清流、豊かな田園・里山
- 歴史的経緯・歴史街道・文化財・祭り

古来、都と伊勢、東国を結ぶ交通の要衝

□ 今日までの景観に関わる取組み

- 景観の視点からの取組み
- 甲賀市の風景を守り育てる条例、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
- その他の取組み

甲賀市みんなのまちを守り育てる条例、「であい・こうか八景」の選定

《景観まちづくりの理念》

水 緑 まちなみが織りなす 新たな景観を創造するまち あい甲賀

《基本目標》

① 水と緑が織りなす自然環境の保全

- ・ 鈴鹿山脈や信楽山地、幹線山地の山なみ、田園や里山、野洲川や柳川、池等の水辺の織りなす自然景観、わたしたちはこれらの水と緑が織りなす豊かな自然環境を大切に保全し、次代につなぐます。

② 悠久の歴史・文化の薫る景観の継承

- ・ 東海道のみちなみや城跡群、紫香菜宮跡など、それぞれの時代において積み重ねられた歴史的な景観や、祭りなどの地域の伝統を伝える文化的な景観を、わたしたちは理解し大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら、次代に継承します。

③ 地域の特性を生かした美しいまちなみの創造

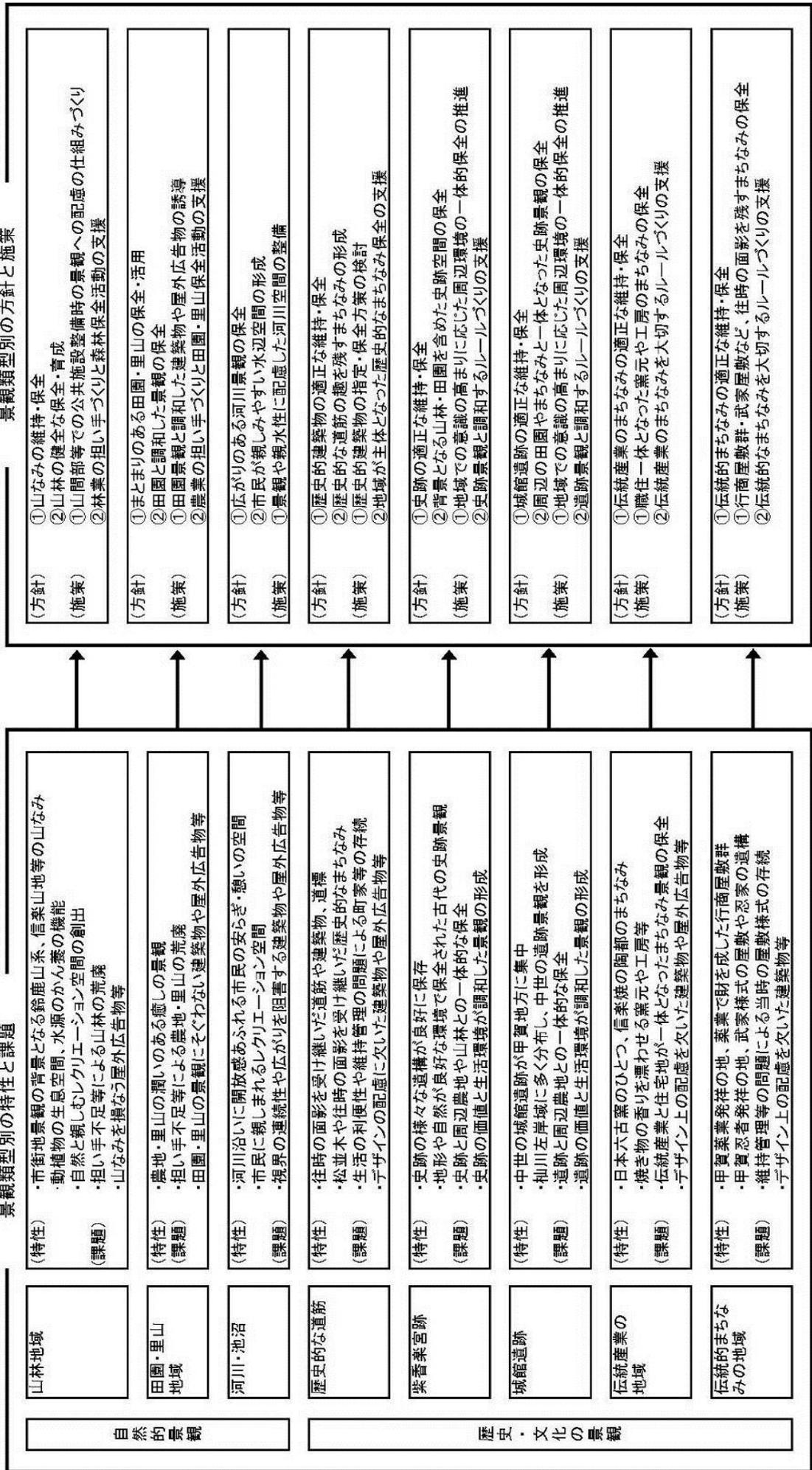
- ・ 緑豊かな落ち着いた住宅地や心和ませる農村集落、多くの人々に豊かな活気あふれる商業地や力強い活力を感じさせる工業地等、地域の魅力を再発見するとともに、それぞれの魅力を高め活かすことで、住民が自分たちの地域に誇りを感じる美しいまちなみを創造します。

④ 心の豊かさを実感できる住民主体のまちづくり

- ・ 身近な暮らしの空間におけるまちなみ整備や緑化の推進から、市民主体の景観協定の取組みなど地域ぐるみの活動へと広げ、良好な景観形成をつきかきとしたまちづくりを通じて、住みたい住み続けたい、訪れたいまちとしての魅力を高める、郷土への誇りと愛着、そして心の豊かさを実感できる景観まちづくりを推進します。

景観類型別の特性と課題	山林地域	田園・里山地域	河川・池沼	歴史的な道筋	紫香菜宮跡	城館遺跡	伝統産業の地域	伝統的まちなみの地域	住宅地	集落	商業地	工業地	幹線道路沿い	鉄道沿い	新名神IC周辺	駅前周辺	公共施設周辺	
<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観の背景となる鈴鹿山脈、信楽山地等の山なみ ・動植物の生息空間、水源のかん養の機能 ・自然と親しむレクリエーション空間の創出 ・担い手不足等による山林の荒廃 ・開発や土砂採取等による山容の変化 <p>(課題)</p>	<p>自然的景観</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・里山の潤いのある癒しの景観 ・担い手不足等による農地・里山の荒廃 ・田園・里山の景観と調和しない建築物や屋外広告物等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いに開放感あふれる市民の安らぎ・憩いの空間 ・市民に親しまれるレクリエーション空間 ・視界の連続性や広がりを阻害する建築物や屋外広告物等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住時の面影を受け継いだ道筋や建築物、道標 ・松並木や住時の面影を受け継いだ歴史的なまちなみ ・生活の利便性や維持管理の問題による町家等の存続 ・デザインの配慮に欠いた建築物や屋外広告物等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の様々な遺構が良好に保存 ・地形や自然が良好な環境で保全された古代の史跡景観 ・史跡と周辺農地や山林との一体的な保全 ・史跡の価値と生活環境が調和した景観の形成 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中世の城館遺跡が甲賀地方に集中 ・柳川左岸域に多く分布し、中世の遺跡景観を形成 ・遺跡と周辺農地との一体的な保全 ・遺跡の価値と生活環境が調和した景観の形成 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本六古窯のひとつ、信楽焼の陶部のまちなみ ・焼き物の香りを漂わせる窯元や工房等 ・伝統産業と住宅地が一体となったまちなみ景観の保全 ・デザイン上の配慮を欠いた建築物や屋外広告物等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲賀産業発祥の地、業業で財を成した行商屋敷群 ・甲賀忍者発祥の地、武家様式の屋敷や忍家の遺構 ・維持管理等の問題による当時の屋敷様式の存続 ・デザイン上の配慮を欠いた建築物等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史や特性により地域独自の市街地を形成 ・郊外各地に住宅団地を形成 ・敷地の細分化による植栽の喪失 ・周辺環境から突出した意匠・色彩の建築物 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園が広がる潤いと安らぎのある集落景観 ・独自の歴史や文化の継承、瓦葺のまちなみ ・建築物の形態等の変化 ・田園と調和しない建築物や屋外広告物等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿いを中心にロードサイド型店舗が商業地を形成 ・大型店舗からコンビニ・飲食店まで様々な店舗が立地 ・巨大で様々な色彩の屋外広告物 ・大規模施設の周辺環境への調和 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の良さを活かした工業団地 ・計画的に開発された工業団地 ・工場の適切な配置や敷地固同等の緑化 ・大規模工場における周辺環境への配慮 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路が山林や田園空間を縦断 ・市街地では商業施設が多く立地 ・地域環境及び道路沿い景観への配慮 ・巨大で様々な色彩の屋外広告物 ・美観への配慮が乏しい土地利用 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの鉄道がまちを縦断 ・まちなみや田園、山なみの美しい眺めを創出 ・車窓景観を妨げる建築物、屋上看板等 ・乱雑に見える架線等 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内3箇所インターチェンジが整備 ・市の玄関口としての秩序ある沿道景観形成 ・看板の乱立の回避 ・交流拠点としての機能 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業等により都市拠点として整備 ・地域の活性化及び地域の玄関口としての維持・整備 ・賑わいの感じられるまちなみの形成 <p>(課題)</p>	<p>(特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧町域ごとに公共施設が点在 ・公共空間として地域一帯の都市景観を形成 ・周辺のまちなみとのつながり ・周辺景観との調和 <p>(課題)</p>	<p>まちの拠点・核となる景観</p>

□ 甲賀市の景観類型別の課題と方針



景観類型別の特性と課題

住宅地	<p>(特性) ・歴史や特性により地域独自の市街地を形成 ・郊外各地に住宅団地を形成</p> <p>(課題) ・敷地の細分化による植栽の喪失 ・周辺環境から突出した意匠・色彩の建築物</p>
市街地・集落の景観	<p>(特性) ・田園が広がる潤いのある集落景観 ・独自の歴史や文化の継承、瓦葺のまちなみ ・建築物の形態等の変化</p> <p>(課題) ・田園と調和しない建築物や屋外広告物等</p>
商業地	<p>(特性) ・幹線道路沿いを中心にロードサイド型店舗が商業地を形成</p> <p>(課題) ・大型店舗からコンビニ・飲食店まで様々な店舗が立地 ・巨大で様々な色彩の屋外広告物 ・大規模工場における周辺環境への調和</p>
工業地	<p>(特性) ・利便性の良さを活かした工業団地 ・計画的に開発された工業団地</p> <p>(課題) ・工場適切な配置や敷地固困等の緑化 ・大規模工場における周辺環境への配慮</p>
道路軸・鉄道軸の景観	<p>(特性) ・幹線道路が山林や田園空間を縦断 ・市街地では商業施設が多く立地</p> <p>(課題) ・地域環境及び道路沿い景観への配慮 ・巨大で様々な色彩の屋外広告物 ・美観への配慮が乏しい土地利用</p>
鉄道沿い	<p>(特性) ・3つの鉄道がまちを縦断</p> <p>(課題) ・まちなみや田園、山なみの美しい眺めを創出 ・車窓景観を妨げる建築物、屋上看板等 ・乱雑に見える架線等</p>
新名神IC周辺	<p>(特性) ・市内3箇所インターチェンジが整備</p> <p>(課題) ・市の玄関口としての秩序ある沿道景観形成 ・看板の乱立の回避 ・交流拠点としての機能</p>
駅前周辺	<p>(特性) ・区画整理事業等により都市拠点として整備</p> <p>(課題) ・地域の活性化及び地域の玄関口としての維持・整備 ・賑わいの感じられるまちなみの形成</p>
公共施設周辺	<p>(特性) ・旧町域ごとに公共施設が点在</p> <p>(課題) ・公共空間として地域一帯の都市景観を形成 ・周辺のまちなみとのつながり ・周辺景観との調和</p>

景観類型別の方針と施策

(方針) (施策)	<p>①緑豊かな潤いのある住環境のまちづくり ②地域の統一感のあるまちなみの形成 ①緑化の推進と地域の特性を生かしたまちなみの形成 ②美しいまちなみ形成のための地域主体のルールづくりの支援</p>
(方針) (施策)	<p>①緑豊かな広がりのある集落の形成 ②人々の営みに支えられた歴史・文化景観の継承 ①周辺の田園の保全と広がりあるまちなみの形成 ②美しいまちなみ形成のための地域主体のルールづくりの支援</p>
(方針) (施策)	<p>①賑わいのあるまちなみの形成 ②質の高い都市空間と多様な交流の場の創出 ①多くの人が集まる広がりある商業空間創出の誘導 ②美しいまちなみ形成と質の高い建築物、屋外広告物の誘導</p>
(方針) (施策)	<p>①環境に配慮した緑豊かな工業地の形成 ①環境に配慮した工場の誘致及び緑化の推進 ②周辺景観に配慮した工場建築物、工作物の誘導</p>
(方針) (施策)	<p>①地域景観と調和した沿道景観の形成 ②秩序ある沿道景観の形成と広がりある道路空間の創出 ①地域景観に配慮した道路空間の整備 ②市街地調整区域における沿道空間の修景の誘導 ③幹線道路沿道における屋外広告物の規制・誘導</p>
(方針) (施策)	<p>①車窓から見える自然景観の確保 ①屋外広告物、屋上看板等の設置の誘導 ②山なみ、田園景観に配慮した沿線建築物等の誘導</p>
(方針) (施策)	<p>①新名神IC周辺の秩序ある景観形成 ①周辺景観に配慮した道路空間の整備 ②周辺開発における景観修景及び緑化の推進 ③適正な屋外広告物の規制・誘導</p>
(方針) (施策)	<p>①地域の玄関口にふさわしい都市空間の形成 ①地域資源と連携した賑わい駅前まちづくりの推進 ②駅前における秩序ある公共空間利用の誘導</p>
(方針) (施策)	<p>①地域の景観や文化性に配慮した公共空間の創出 ②景観形成の先導的役割となる公共施設の良質化 ①周辺景観や地域の文化性に配慮した公共空間の整備 ②公共建築物・土木施設の景観形成ガイドラインの作成</p>

第6章 景観まちづくりの展開方針

1. 市民・事業者・行政の役割

景観まちづくりは、市民・事業者・行政が一体となった取組みが重要であり、甲賀市の景観形成の目標を理解し共有しつつ、互いに連携して取り組むことが求められます。

「水 緑 まちなみが織りなす 新たな景観を創造するまち あい甲賀」を実現するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、景観まちづくりに取組みます。

<市民の役割>

- ・市民は、景観まちづくりに関する理解を深め、地域の景観資源や身近な生活文化を大切にします。
- ・市民は、景観まちづくりの主体であることを認識し、景観の質を高めるよう自主的、積極的な役割を果たします。
- ・市民は、地域の良好な景観形成に向けて、また地域に愛着と誇りを持てるよう、積極的に関わり協力を行います。

<事業者の役割>

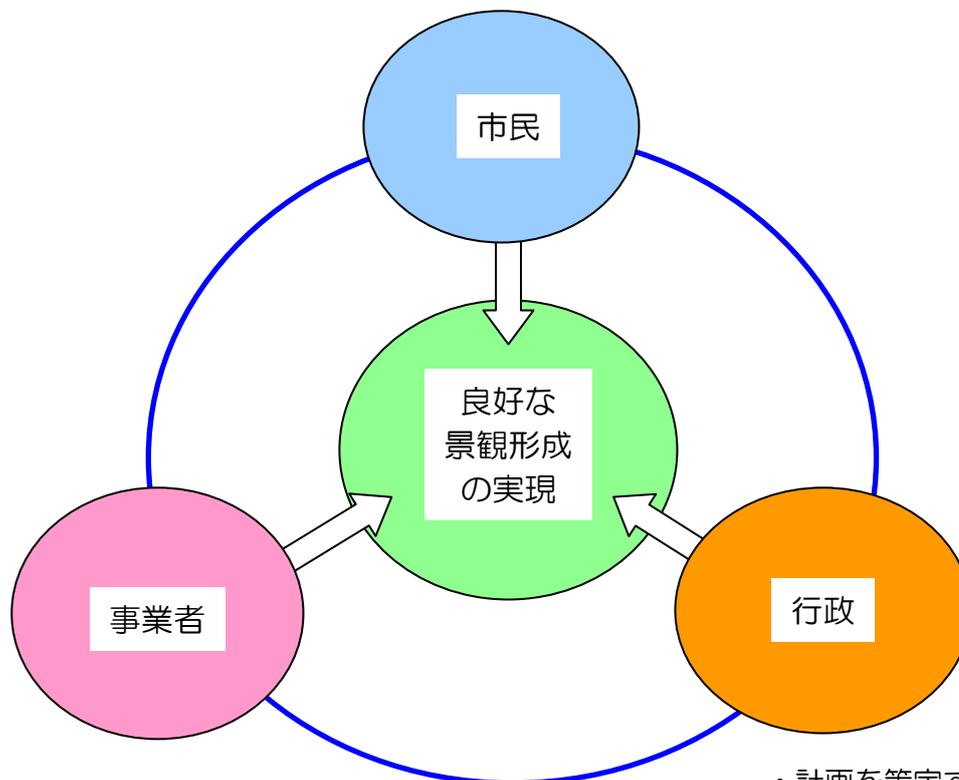
- ・事業者は、景観まちづくりに関する理解を深め、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めます。
- ・事業者は、地域の良好な景観形成に向けて、事業者単独での取組みはもとより、景観の質を高めるよう企業市民としての役割を果たします。
- ・事業者は、市が行う景観まちづくりの施策に、積極的に関わり協力を行います。

<市の役割>

- ・市は、景観まちづくりを推進するため、基本的かつ総合的な計画を策定し、景観施策を推進します。
- ・市は、良好な景観形成に向けて、市民、事業者を支援、誘導し、市民主体の景観まちづくりの実現に努めます。
- ・市は、道路、公園その他の公共施設の整備にあたって、景観への配慮を率先して行い、都市景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・市は、景観まちづくりとの関わりが深い土地利用、安全・安心なまちづくり、農業、福祉、自然環境、生涯学習・環境学習などの分野と互いに連携を図り、施策を推進します。

市民・事業者・行政による 協働の景観まちづくりのイメージ

- 景観を理解する
- 景観資源や生活文化を大切にする
- 主体であることを認識し、景観の質を高める
- 地域の景観形成に積極的に関わる



- 景観を理解する
- 景観に配慮する
- 景観の質を高める
- 地域の景観まちづくりに積極的に関わる

- 計画を策定する
- 市民・事業者を支援・誘導する
- 景観形成を先導する
- 各分野と連携し施策を推進する

2. 景観に関する市民意識の醸成

景観まちづくりは、市内各地域で暮らす住民の積極的な参加によって実現されることが必要です。そのために、景観に対する市民意識の醸成を図り、自らが地域に関心を持ち、愛着を深め、誇りをもつ景観まちづくりを推進します。

(1) 地域の景観資源の発掘

景観まちづくりの第一歩は、景観に対する市民意識の醸成であり、景観に対する市民の関心を高めるために地域の生活文化に根付く景観資源を市民の目線で発掘し、それを市内外に発信していくことが求められています。

今後、景観ワークショップやまち歩き等様々な取組みと連携して、地域への関心を促し、愛着を育む機会の充実を図ります。

また、地域で市民に親しまれている景観資源は、地域内外への情報発信に努め、景観資源の共有を図ります。

【考えられる施策例】

- 景観重要構造物、景観重要樹木の指定
景観資源として重要な建築物、樹木・樹林を保全するため、景観法に基づく景観重要建築物、景観重要樹木の指定を行う。
- 「であい・こうか八景」等、景観眺望マップの作成
地域の景観資源を市民が共有できるよう、「であい・こうか八景」等を解説する景観眺望マップの作成を行う。
- 景観資源の維持・保全に対する支援
景観形成上、特に重要な景観資源の維持・保全に対して、技術面・活動面で支援する制度の構築を図る。
- 景観農業振興地域計画の作成
甲賀市の美しい田園景観を農業振興プランと連携した景観農業振興地域計画を作成する。
- 景観表彰制度
甲賀市の景観形成に寄与した建築物や、景観形成に貢献する模範的な取組みなどに対する表彰制度を制定する。
- 地域の生活景観の認定制度
あまり知られていないが地域に愛されている日常生活景観について、市民からの提案を募り、甲賀市の景観資源として認定や市民への紹介を行う。

(2) 景観に関する意識啓発

市民や事業者に甲賀市の景観形成に対してより理解を深めてもらうために、イベントや広報活動などを通じて景観意識の向上に向けた取組みを推進します。

また、市民や事業者の活動の周知を図り、市としての景観行政のPRに活用する視点も必要になってきます。

【考えられる施策例】

- 景観シンポジウムやワークショップの開催
景観に関する有識者の講演や、市民が地域の景観に関して議論するためのワークショップを開催する。
- 市広報での継続的取組み
市の広報の一部を「景観コラム」として継続的に活用し、地域の景観や市民活動を紹介し広く周知を図る。
- 景観写真展・絵画展等の開催
市民が甲賀市の景観を発見・再認識する機会として、市民公募による写真展、絵画展等を開催する。
- 景観案内板等の設置、景観散策コースの設定
市内散策を推進するため、市内の景観資源や眺望点に、景観を解説する案内板を設置、主な景観資源や眺望点を巡るコースを設定する。
- 地域コミュニティと連携した地域活動の促進
出前講座やまちづくり懇談会を通じて、景観の知識と造詣を有する市民や景観まちづくり活動のリーダーとなる市民を発掘し、地域活動を促進する。
- 小中学生に対する景観の意識啓発
次世代を担う甲賀の子ども達の将来の夢が広がり、将来のまちづくりの担い手となるよう、学校教育等と連携した小中学生に対する景観学習を推進する。
- まちの美化に対する市民や事業者の意識啓発
ごみのポイ捨て、路上駐車・駐輪、違法看板や貼り紙広告等を防止するため、市民や事業者への啓発活動を推進する。

3. 景観に関する地域活動の支援

市民が主体となって景観を発見する、守る、創る、育てるなどの取組みを推進するための施策を展開します。

(1) 景観まちづくり活動の推進と支援

市内各地域では、地域の特徴やニーズに合った景観まちづくりが求められます。特徴のある地域資源を活用しながら地域を活性化したり、また市民や事業者による地域の取組みをしっかりとフォローするなど、まちづくりの活動支援が求められています。

そのため、景観まちづくり団体への支援や、景観面からのまちづくりの事例紹介等、様々な取組みを通じて、市民一人一人が景観まちづくりの担い手となり、その結果として良好な景観の実現のみならず、地域コミュニティの再生・活性化につながるような活動の展開を目指します。

【考えられる施策例】

- ・市民景観づくり団体の登録・支援
地域の景観形成に貢献する活動を行う地域団体、市民グループの認定や、活動支援を行う。
- ・市民による活動に関する情報提供
市民のまちづくりの活動状況を積極的に広報するとともに、市民と事業者・行政が相互に連携・協働できるよう情報提供を行う。
- ・自治振興会による景観づくりへの活動支援
概ね小学校区を単位とした新しいコミュニティ組織「自治振興会」による景観まちづくり活動に対して、景観まちづくりの側面から地域の特性や熟度に応じた活動支援を行う。

(2) 地域のルールづくりへの支援

地域の景観まちづくりに関して住民が意見交換を重ね、目指すべき方向性やそれに向けた取組みが具現化しつつある地域は、景観形成候補地区への位置づけを検討するとともに、景観の議論の場の創出や景観協定の締結に向けた活動を支援します。

さらに、これら地域での取組みを促進するため、取組みを支える新たな仕組みの整備等、技術的な支援を検討します。

【考えられる施策例】

- ・地域主体による景観形成方針・ルールづくりの推進
各地域の住民が主体となる景観形成方針やルールづくりを推進するための必要な支援・助言を行う。
- ・景観施策に関する提案制度
景観計画の内容や景観施策について、市民からの提案も反映できるよう、甲賀市が市民提案を受けて検討するための仕組みの構築を行う。
- ・景観市民パトロール制度
市民が地域の景観について日常的にチェックし、景観まちづくりを推進する仕組みの構築を行う。また、違反屋外広告物を撤去するための市民協力員制度の検討を行う。

4. 行政の先導的な景観形成への取組み

甲賀市をはじめ、国や県などの公的な機関が整備、維持管理する道路、公園、河川などの土木施設、公共建築物等について、地域の景観に調和するとともに民間の開発・建築行為のモデルとなるように、景観に配慮した整備や規制・誘導を推進するとともに、市としての景観行政のPRに活用する視点も必要になってきます。

また、併せて地域に応じて自主的なルールづくりを促し、まちづくりを支援する仕組みの構築に努めます。

(1) 景観に配慮した公共施設の整備

市民の日常生活で目にする道路や河川等の公共施設は、景観形成に果たす役割は大きく、景観に配慮した公共施設の整備が求められています。

公共施設を整備するにあたっては、景観配慮への指針づくりや第三者を含んだ場の活用等、デザイン画等で景観に配慮する取組みを検討していきます。

【考えられる施策例】

- ・景観形成の先導的役割として公共施設等の整備・改善の実施
甲賀市の実施する土木施設や公共建築物等の整備は、本計画の方針に基づいて地域の景観形成に十分に配慮するとともに、景観形成に関する民間の先導役としての役割をもたせる。
- ・景観重要公共施設の指定
景観法に基づき、景観形成に影響の大きい道路、公園、河川等について、景観重要公共施設への指定、整備の際の協議方法や占用基準等の策定を行う。
- ・デザイン検討における市民等の参加
土木施設や公共建築物の設計やデザイン検討において、市民や専門家の意見が反映できる仕組みの構築を行う。

(2) 庁内連携による景観まちづくりの推進

良好な景観の実現は、景観担当部局だけで取り組むものではなく、市の組織全体がそれぞれの担当業務のなかで良好な景観の実現を図っていくための施策展開が必要です。

景観基本計画と景観計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観に関する庁内連絡会議を設置し、部局間の景観施策の連携・推進により良好な景観形成の実現を図ります。

【考えられる施策例】

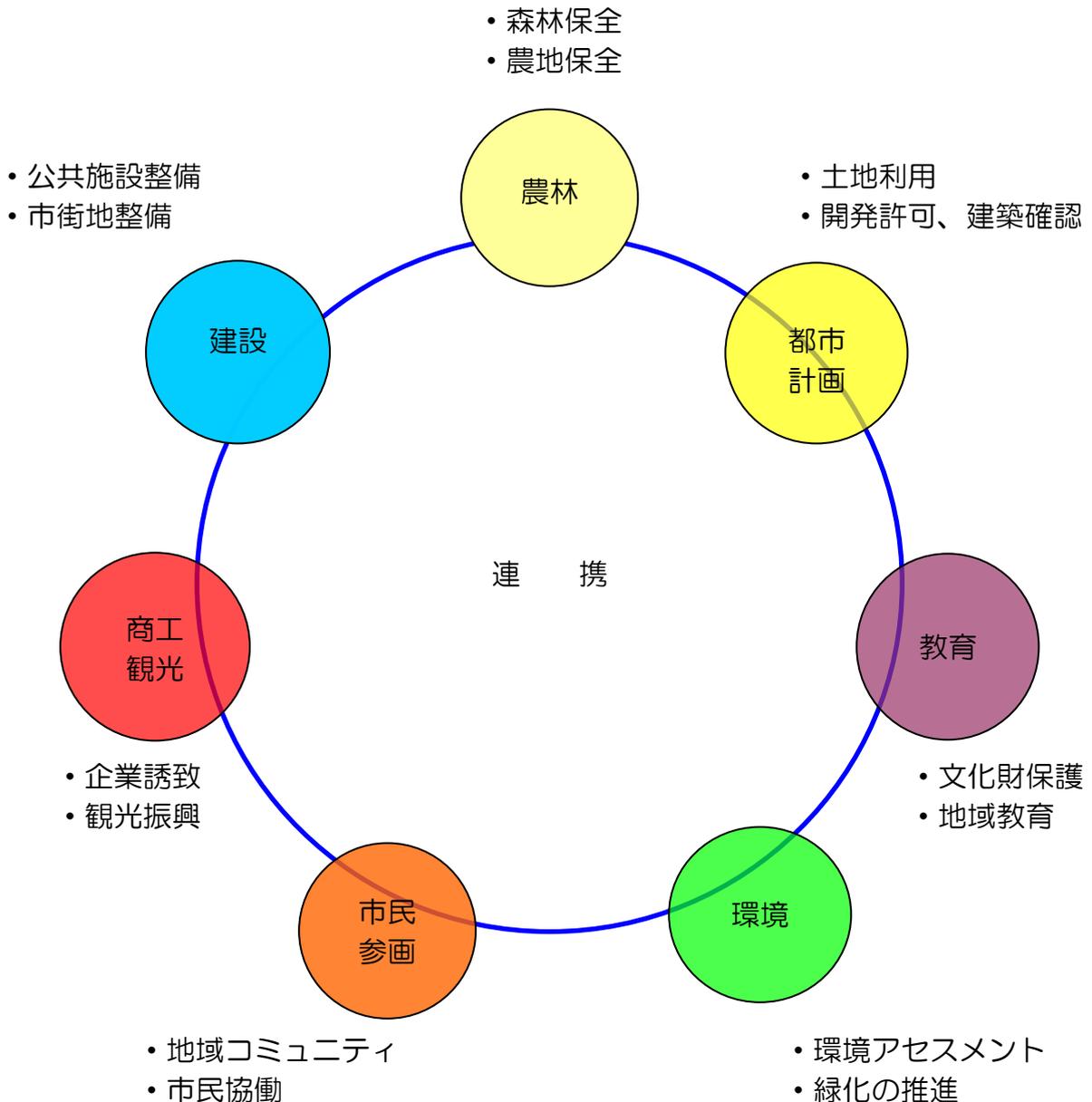
- ・景観に関する庁内連絡会議の設置
市で行う事務事業について、景観に関する庁内連絡会議の設置を行う。
- ・ガイドラインの作成
土木施設や公共建築物について、形態意匠や色彩等を検討する際の配慮事項やデザイン方針等の策定を行う。
- ・国・県等の管理する施設に対する協議体制の構築
国・県・高速道路会社、鉄道会社などの管理する施設について、景観に関する協議体制の構築を行う。

(3) 大規模建築物等の規制・誘導

滋賀県の景観計画において、大規模建築物等について、周辺景観に与える影響が大きいため、景観重要区域以外の区域においても、その区域が持っている景観の特性を把握し、周辺景観との調和に配慮した景観形成を図っていくものとされています。

景観行政団体移行後においても、大規模建築物等にかかる滋賀県の景観計画の内容を踏襲し、景観法に基づく行為規制として、大規模建築物等に対する景観誘導を位置づけることで、効果的な規制・誘導を実施していきます。

庁内連携のイメージ



5. 景観行政団体への移行、景観計画の策定、推進体制の構築

景観形成の取組みをより実効性の高いものとするために、景観行政団体へ移行、景観法に基づく施策展開を行うとともに、市民・事業者・行政による推進体制を構築します。

【考えられる施策例】

- 景観行政団体・景観計画・景観条例
景観法に基づく施策展開を行うため、甲賀市が景観行政団体に移行するとともに、景観法に基づく景観計画の策定、景観条例の制定を行う。
- 地区別景観計画策定の推進
地域住民の主体的な議論・検討による地区別の景観計画策定を段階的に推進し、景観計画への追加を行う。
- 景観審査体制の構築
景観法に基づく届出行為に対して、有識者や市民を入れたアドバイザー会議などの審査機関を設置する。特に大規模建造物等の審査において市民意見を反映できる仕組みの検討を行う。
- 景観協議会
市民・事業者・行政等が景観に関して議論し、協働で施策を実施するための組織として、景観法に基づく景観協議会等の設置を推進する。

6. 景観法の活用

景観形成の取組みをより実効性の高いものとするため、早期に景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画を策定することにより、景観計画区域を指定し、建築物・工作物・屋外広告物の形態・意匠・色彩等の規制・誘導を図ります。また「景観重要建造物」「景観重要樹木」の指定や、屋外広告物に関する行為の制限に関する事項を検討するなど、景観法の積極的な活用を図ります。

景観計画区域は、景観基本計画の目標、方針を達成するためにも全市を対象に指定します。また特に甲賀市にとって重要な景観が形成されている地区、形成していくべき地区等に対しては、建築物・工作物・屋外広告物のより積極的な周辺環境にふさわしい形態・意匠や色彩等の規制・誘導を図るため、景観形成地区の指定を推進します。

(1) 景観計画で定める事項

甲賀市では、景観基本計画で掲げた方針・施策の実効性を担保するため、景観法に基づく景観計画を策定します。

以下に、甲賀市が策定する景観計画で定める事項の概要は次のとおりです。

甲賀市景観計画に定める事項

必須事項	選択事項
<ul style="list-style-type: none">○ 景観計画の区域○ 良好な景観の形成に関する方針○ 行為の制限に関する事項○ 景観重要建造物・樹木の指定の方針	<ul style="list-style-type: none">○ 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項※ 将来策定予定

①景観計画区域

甲賀市では、市全域で景観法を活用した良好な景観形成に向けた施策を展開していくため、市全域を「景観計画区域」に指定し、景観計画の対象とします。

また、景観計画区域内で特に現在の良好な景観を保全するべき地区、あるいは今後地域の特徴を活かした景観形成を重点的に図るべき地区を「景観形成地区」として指定し、より積極的な施策を実施していきます。

なお、将来的に景観形成地区としての位置づけが望ましいと考えられる地区を「景観形成候補地区」とし、地域住民に対する景観への意識を高めるための取組みを積極的に行うものとします。

②行為規制

甲賀市における景観計画区域における行為制限としては、景観に与える影響が大きい大規模建築物や大規模工作物等を対象として、届出による良好な景観の規制・誘導を行います。具体的な届出対象行為としては「滋賀県景観計画」の考え方を基本としながら、景観法に基づく条例で規定することにより必要な要件を定めます。

また、景観形成地区においては、地区ごとの特徴を踏まえた景観形成の方針を検討し、戸建住宅等も含めて対象となる行為を定め、景観誘導を行うこととします。滋賀県の景観計画に位置づけられている「沿道景観形成地区」「河川景観形成地区」については、その内容を踏襲します。

③景観重要建造物

地域の良好な景観を形成する重要な役割を果たしている建造物は、景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物は、国の措置による相続税の適正評価、市独自の配慮として固定資産税の減免、改修時の助成制度を検討する等、その維持・保全や有効活用を検討します。また、維持管理では、景観整備機構の活用も検討します。

④景観重要樹木

地域の良好な景観を形成する外観の優れた樹木は、景観重要樹木に指定し、保全を図ります。また、維持管理では、景観重要建造物と同様に景観整備機構の活用を検討します。

(2) 景観法に基づく制度

景観計画に定める内容には、景観法に景観まちづくりを支援する様々な手法が定められています。景観行政団体への移行後、地域の特性に応じた景観施策が講じられるよう、その制度の活用に努めます。

①景観重要公共施設

良好な景観を形成する観点から、景観計画に、それぞれの施設に係る許可の基準（道路の占用許可、河川の占用・土石の採取・工作物等の新設及び許可等）を定めることができます。

②景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画の区域、景観と調和のとれた土地の産業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備や開発に関する事項、農用地の保全に関する事項等を定めることができます。

③景観地区

良好な景観形成を図る地区を都市計画に位置づけ、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積等について総合的に規制・誘導を行います。

④景観協定

景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度であり、景観に対する意識が醸成した地域で活用されることが期待されます。

⑤景観整備機構

市民や事業者等による景観形成の取組みを促進・支援していくため、関連する既存の職能団体や業界団体をはじめ、NPO等に対して指定を行うことができます。

甲賀市では、景観重要建造物・樹木の管理主体や町屋・古民家の利活用を図るための運営主体として、景観整備機構が役割を担っていくことが期待されます。

⑥景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成を図るために必要な協議を行う組織で、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業等の団体、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者が加わることができます。

⑦住民等による提案制度

景観計画の策定等に関して、景観行政団体に対して住民が行うことのできる提案制度です。（景観法第 11 条）

土地所有者又はまちづくりの推進を図る活動を行うこと目的とした NPO 等は、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域について、景観計画の策定又は変更の提案をすることができます。

7. その他法令と連携した施策

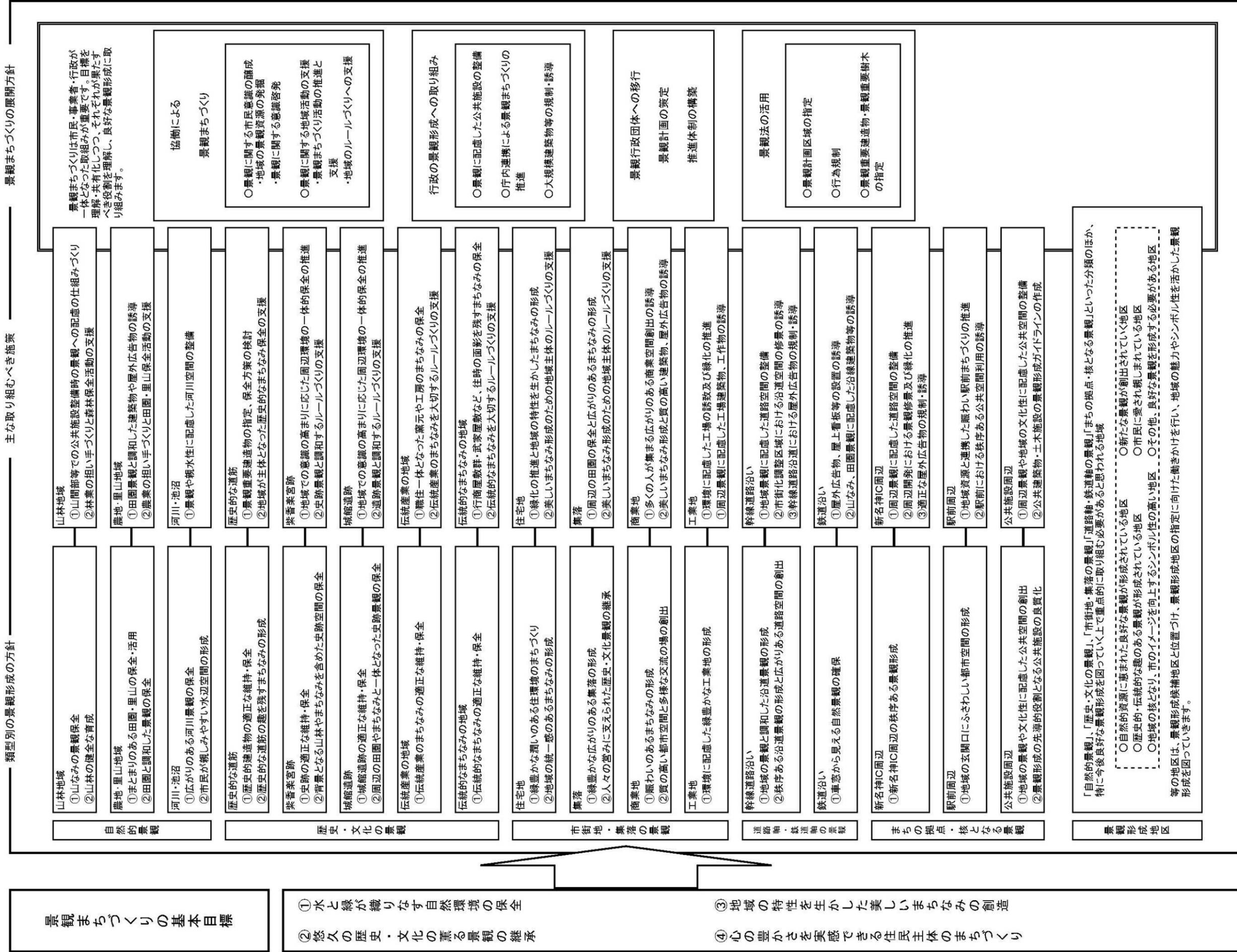
民間等による開発行為、建築行為、その他の行為が、景観形成の方針に合致して行われるように、必要なルールを設定します。

【考えられる施策例】

- 届出制度の導入と景観形成基準（ガイドライン）の設定
景観法に基づき、届出対象行為および形態、意匠、色彩、緑化等に関する景観形成基準の策定を行う。
- 景観形成地区・景観協定
景観法に基づく地区のルールとして、景観形成地区の指定、景観協定の締結の推進を行う。
- 地区計画・建築協定
都市計画法に基づく地区のルールとして地区計画の決定、建築基準法に基づく建築協定の締結の推進を行う。
- 屋外広告物対策
景観行政団体への移行後、屋外広告物法に基づく施策が展開できるよう、その仕組みの構築に努める。

	景観法に基づく 施策展開	他法令と連携した 施策展開	甲賀市の自主的な取 組み
(1)開発・建築行為等の 規制・誘導	行為の届出 景観形成基準 景観協定 景観形成地区	都市計画法 建築基準法 屋外広告物法など	まちづくり条例
(2)公共施設等の良質化	景観重要公共施設		公共施設・建築物等 のガイドライン制定 など
(3)重要な景観資源の 維持・保全及び発掘	景観重要建造物 景観重要樹木	文化財保護法など	生活景観の登録・認 定など
(4)市民による景観まち づくり活動の推進			景観まちづくり活動 に対する支援など
(5)景観に関する意識 啓発			出前講座、シンポジ ウムの実施など
(6)景観計画の策定・景 観条例の制定、推進体 制の構築	景観計画 景観条例 景観協議会など	都市計画審議会	景観審議会 まちづくり審議会

□ 甲賀市の景観まちづくりの基本目標と基本方針



策定の経緯

- 平成22年10月 1日 甲賀市景観基本計画について（諮問）
- 平成22年10月 1日 第1回甲賀市景観形成審議会
- ・役員選出
 - ・計画の策定にあたって
 - ・景観概況、景観特性等について
- 平成22年11月26日 第2回甲賀市景観形成審議会
- ・景観特性と課題について
 - ・景観まちづくりの基本計画について
 - ・計画の実現に向けて
- 平成23年 2月10日 第3回甲賀市景観形成審議会
- ・第1章 景観基本計画の目的
 - ・第2章 景観について
 - ・第4章 景観類型と課題について
 - ・第5章 景観形成の目標と方針について
 - ・第6章 景観まちづくりの展開方針について
- 平成23年 3月 4日 第4回甲賀市景観形成審議会
- ・第2章 景観について
 - ・第3章 甲賀市の景観特性
 - ・第6章 景観まちづくりの展開方針について
 - ・景観まちづくりの理念
 - ・答申案について
- 平成23年 3月23日 甲賀市景観基本計画について（答申）
- 平成23年 4月 1日から
平成23年 5月 2日まで パブリック・コメント実施